

ることも愈明らけし十六彼の肉體に保る律法の例に循ひて立ち朽ざる生命の能に循ひて立ち朽ざる蓋メルクの班の如く爾の窮きく祭司たりき證せられたれば也十八其律法の何事をも全うせし所なし十九是故に前の法度ハその律法益なきを以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕の望に因て神に近くことを得たり二十一人々の誓なくして祭司となれど彼の誓を以て祭司となれり是主がはりなき誓を立て爾ハメルクセアクの班の二とく窮なく祭司たりき語れる者による是の如くイエスハ誓に非されば祭司とならざるは尤も善契約の保證人となれり三彼等ハ死あるに因て永く存じ能はず故に祭司となりたる者多かりき二然レイエスハ窮なく存じ故に易きなき祭司の職を有り三是故に彼ハ已に願て神に就る者の爲に懇求して恒に生れれば彼等を全く救ひ得たり四是の如き祭司の長ハ我儕に當れる者なり彼の聖潔して不善ことなく鐵垢なくして罪人に遠かり且天よりも高し五又かの祭司の長等の如く先づの罪のち民の罪の爲に日ご犠牲を献べき由なし蓋すでに一次ものを献て之を成りたり六それ律法の弱き人を立て祭司の長もせり然レ律法の後の誓の言ハ窮なく全き子を立たり

一我ハ爾所の肝要ハ是の如き祭司の長の我儕に在ることなり彼ハ天に於て大なる威光ある者の位の有に坐して二聖所に役ふ即ち人の建る所に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり三諸の祭司の長の立られたるハ禮物を犠牲を獻る爲なるが故に彼も亦かならず獻る所の物あるべし四彼もし地に居る祭司を爲へからず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司あれば也五彼等ハ天にある者の状を影さリモーセ幕屋を造らんさせし時に爾慎て凡の事をなすにハ山に於て我なんぢに示しし所の式に遵ふべしと示されたりし如し六然レ今かれハ愈れる約束に基きて立られたる契約の中保なる是の如く彼ハ勝れたる職を得たり七その初の契約もし斷ることなく八後の契約を立ることな索めじ八その斷る所を彼等に示して曰く主いひ給ひけるハ我イスラエルの家ニエダの家に新約を立て全備するの日來らん九この約ハ我手を取て彼等の先祖をエジプトの地より導き出せる日に立し所の如きに非ず蓋かれら我ハ契約に居す我また彼等を願

ざりしが故なりと主いひ給ひたり十また主いひ給ひけるハ其日の後われイスラエルの家に立んとする契約ハ此なりわれハ我ハ律法をその念に置また其心に銘さん我われらの神となり彼等我ハ民を爲べし十一各人その邦人其兄弟に教て爾主を識し復いハじ蓋しより大に至るまで悉く我を識ん十二われ彼等の不義を恤み其罪惡をまた意に記されば也十三かれ既に新しハ初の物を舊とする也それ舊て衰る物ハ殆んど消滅んぞす

一初の契約にハ祭の禮儀を世に屬る聖殿あり二設たる前の幕屋を聖所と稱く内二燈臺と案と供のマンあり三又第二の幔の後の幕屋を至聖所と稱く四この金の香爐と備く金を獻ひし契約の櫃あり此中にマナを藏めたる金の壺とアロンの芽し杖と二の契約の碑あり五上にハ贖罪所を覆へる繻業のケルペンあり今これらに就て詳かに言す六此の如く此等のもの既に備はり祭司等ハ常に前の幕屋に入て祭を行リ七與る幕屋ハ祭司の長のみ年に一次いれど血を携して入ることなし是のれ民の愆の爲に獻るなり八聖靈これを以て前の幕屋のなほ在りし時ハ至聖所に入へき路の顯れざりし事を示す九この幕屋ハ當時のために設られたる表式なり之に循ひて獻たる禮物犠牲ハその奉事する者の良心を全うすること能はざりき十これらハたゞ肉體に屬る儀文にして食物の飲もの及さまぐの洗滌と共に振興らん時まで買せられたる耳十一今キリスト既に至れり彼ハ來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋すなはち此世に屬る所の者ならぬ愈りたる大なる全き幕屋により十二羊の血を用す己が血をもて一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり十三もし汚穢に瀝て牛および羊の血また焚る乳の灰など肉體を潔むることを得ば十四況て永遠靈により瑕なくして己を神に獻じキリストの血ハ爾曹に活神を奉事せんがため死の行を去しめて其心を潔ること爲ざらん乎十五是故に彼ハ新約の中保となれり是ははじめの契約の時に犯せる罪を贖ふべき死あるに由て召れたる者の窮なき世嗣の約束を得んが爲なり十六凡そ遺書あるべきハ必ず之を録しし者の死たることを願ざるを得ず十七それ遺書ハ之を録せる者の活す時ハ少の力あり

るこゝ無その人死てのち堅なる也十八是故に初の契約も血なくして立ざりき十九モーセ律法に遵ひて
 諸の誠を衆の民につけ續き羊の血あふび水を取て綿の毛と牛膝草をもて書と衆の民に灑て云二十
 これ神の附曹に命じ給へる契約の血なり二一また此の如く血をもて幕屋と凡の祭器に灑り二二凡そ律
 法に循に諸の物の血を以て灑らる血を流すも有されば赦さる事なし二三是故に天に在るものに染りたる物ハ
 必ず此等をもて潔られしむ天に在るものハ此等より愈りたる犠牲を以て潔らるべき也二四モーセ律法の眞の
 物の模なる手にて造る聖所に入す今より永く我儕の爲に神の前に顯れんとして眞實の天に入ぬ二五また彼
 の祭司の長の年ごとに他の物の血をもて聖所に入如く塵のものを獻ることをせず二六もし然すば彼創
 世より以來しづく苦難を受べきなり然と己を犠牲となして罪を除かんが爲に今世の季にひきたび顯現たり
 二七一たび死るること死て審判を受ること人の定れる事也二八如此キリストも多の人の罪を負んが爲に
 一たび犠牲とせらる彼復罪を負ふことなく己を望む者に再び顯現て救を施すべし
 二九一律法に來らんとする善事の影にして實の形に非されば年ごとに斷ず獻る所の祭物を以て神
 に來る者を恒に成全すること能はず二〇もし成全することを得ば獻祭者一たび潔られ復罪を免えざるが故に獻
 ることを止ざらん乎三然と年ごとに此祭をなすに因て罪を憶ること現るる也四これ牛と羊の血の罪を除
 くこと能ざるに因て是故に彼世に臨るとき曰けるハ爾犠牲を欲ます唯わが爲に肉體を備ふたなん
 ぢ燔祭と罪祭を扱はず三燔時われ曰けるハ神よ我なんぢの旨を行へんとして來る即ち我について書に結され
 たり入先に犠牲と禮物と燔祭と罪祭すなりち律法に循ひて獻るものを欲ます又悦ばずと言九後にハ神
 よ我なんぢの旨を行へんとして來れりと言その後ある者を立ん爲に其先なる者を除けり十の旨に遵て我儕ハ
 潔らる此ハイエスキリストの一次の肉體を獻しに因てなり十一諸の祭司ハ日ごとに立て奉事をなし少
 罪を除くこと能はざる同じ犠牲を獻ぐ十二然と此人ハ一次の爲に一の犠牲を獻て窮なく神の右に
 坐し十三その敵を足踏さなる入時を俟り十四蓋われ一の獻物を以て潔る者を永遠に成全すれば也十五聖

靈また我儕に之を設す蓋この日の後われ彼等と立んとする契約ハ此なりと云る後に十六主いひ給へく我が律
 法を其心に置るの裏に銘し十七復その罪と惡を我が意に記しと有がゆゑ也十八既に此等の赦あらんが
 復罪のために獻ることを無るべし十九是故に兄弟よ我儕ハイエスの血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路
 より曠る其肉體を過り憚らずして至聖所に入事を得二十ハ神の家を理る二大なる祭司あれば
 三我儕誠實の心を懸を懐かざる信仰を保ち心の惡念を灑れ清水をもて身を洗れて近く二二三又
 善行を激勵し二五會集を轉る或人に傲ふことなく共に相勸め其日いよく近るを見て益此の如くすべ
 し二六若くは眞現を曉得せられし後なほ放縱に罪を犯さば罪を贖ふ犠牲また有ることなく二七推ふそれ
 審判を待たざる仇敵を滅さんとする烈火のみ遣るなり二八モーセの律法を變る者もし二三人の體を
 ちが恤まるること無して死べし二九況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常のものとなし又思
 慮を施す難を侮る者の受べき其罰の重き幾何と意ふや三十主いはく仇を報るハ我にあり我報べし又い
 はく主その民を鞠らん如此いへる者を我儕ハ知三活神の手に陥るハ畏るべき事なり三三なんぢら昔し光
 照を受しの大なる若の戦争を忍びたりし日を憶起べし三三或ハ諸神と競争をうけ人に觀玩の如くせられ
 或ハ斯る事にあふ者に與ることを爲り三四その附曹わが線に在る體恤また己がために天に於て愈美たる
 常に存つべき業あるを知り人の附曹が業を奪んとするをも喜びて受たり三五是故に爾曹の大なる報を
 受べき信仰を投棄ること勿れ三六なんぢら必ず用べきものハ忍耐なり是神の旨を行ひて約束の者を受んが
 爲なり三七今片時ありて來る者きたらん必ず遅らじ三八義人の信仰に由て生べし若し退かば我儕難
 れを喜とせし三九然と我儕退きて洗滌に及ぶべき者に非ず信じて靈魂の救を得べき者なり
 四十一それ信仰ハ望む所を疑ひす未だ見ざる所を憑據するもの也二古の人これに由て美稱を得
 ため三われら信仰に由て諸の世界の神の言に遵れ如此みのる所のものハ見べき物に由て造れざることを

知信仰に由てアベルハカインより愈れる祭物を神に獻て義者と證せられたり蓋神その禮物についで證し給へば也死れども信仰に由て今なほ言へり五信仰に由てエノリハ死ざるやうに移されたり神これを移ししに因て人見出すことを得ざりき彼いまだ移されざる先に神に悦ばるる者と證せらる也六信仰なく六神を悦ばすこと能はず蓋神に來る者ハ神あるを信じ且神の必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信すべけれ也七信仰に由てノアは未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族を救ふ爲に舟を設けたり之に由て世の人の罪を定めまた信仰に由る義を受へき嗣子となれり八信仰に由てアブラハムハその承繼べき地に往きの命を蒙り之に遵ひその往き處を知りて出たり九彼また信仰に由て異邦に在り如く約束の地に寓り同じ約束を相嗣るイサクヤコブと共に幕屋に居り十その神の遺言を蒙る所の基ある京城を望めば也十一信仰に由てサラも孕を宣さるる力をうけ年邁しかども子を生り是約束せし者の誠信ありしつれば也十二是故に死たる者の如き一人より天の星の多き海邊の砂の數へ難きが如く生出たり十三此等ハ皆信仰を懐きて死り未だ約束の者を受ざりしが遙かに之を望て喜び地に在て自ら賓族なり寄寓者なりと言ひ十四如此いふ者ハ家郷を尋る事を表す也十五彼等もしその出でし地を念はざるべきの禮ありしなるべし十六然し彼等ハ更に愈れる所すなはち天に在る處を慕へり是故に神ハ其神と稱することを恥せざりき蓋かれらの爲に京城を備へ給ふれば也十七信仰に由てアブラハムハ試られし時イサクを獻たり彼ハ約束を受し者あるが其獨子を獻たり十八此子に就てハ爾の子孫イサクに由て稱らるべしと云れたり十九彼もへらく神ハ死より之を復活し得るを即ち死より彼を受しが如なりき二十信仰に由てイサクハ來らんとする事に就てヤコブとエサウを祝せり二信仰に由てヤコブハ死んとする時にヨセフの二人の子を祝し又その杖の頭に扶て崇拜をなせり三信仰に由てセフハ死んとする時にオスラエルの子孫のエシプトより出る事について語り又その骸骨の事に就て命じたり三信仰に由て父母ハモーセの生れたる時その美耶子なるを見て三月の間これを匿し又王の命をも畏ざりき四信仰に由てモーサハ成長し時ハロの女の子と稱るるを辭たり五誓く罪

の樂を享んよりハ等る神の民と共に苦難を受んことを善としニキリストの爲に受る詭譎ハエシプトの寶財よりも寶貴と蓋へり蓋報賞を認て望ばなりニ七信仰に由て彼ハエシプトを離れ王の怒を畏れざりき是見ざる者を見が如く耐忍せば也ニ八信仰に由て彼ハ逾越節と血を瀆ぐ禮を守れり蓋長子を滅す者の彼等に抵ざらんが爲なりニ九信仰に由て彼等ハ紅海を陸の如く渉しがエシプトの人ハ之を渉らんとして溺れ死たり三十信仰に由り七日の間エリコの城を環巡するに遂にその石垣くべれたり三十一信仰に由て妓婦のラハプハ信せざる者と共に亡ざりき蓋偵者を殺て之を平安ならしめたり也三十二われ更に何を言んや若ギテオンベラク並サムソンイヒタダビテ並サムエル及び預言者等の事を言んハ時定ざる也三十三かれら信仰に由て諸國を服し義を行ひ約束の者を之の口を箱み三日火勢を滅し劔の刀を避れ往弱よりして剛強せられ戰爭に於て勇しく異邦人の陣を退かせたり三五婦も亦死たる者の復活を受しとあり亦ある人ハ最も愈れる復生を得べき爲に酷刑られて免るること欲まざりき三六また或人ハ嬉笑をうけ鞭打れ縲紲を圍ひ苦を受三七石にて撃れ鋸にてひかれ火にて焚れ刃にて殺され綿羊と山羊の皮を衣て經あるき窮乏して艱苦めり三八世ハ彼等を居に堪ず彼等ハ曠野と山と地の洞と穴とに周流たり三九彼等ハ皆信仰に由て美名を得たれども約束の所を得ざりき四十そハ彼等も我儕と偕ならざれば成全すること能はざる爲に更に愈れる者ハ神預しめ我儕に備へ給へり

一是故に我儕かく許多の見證人に雲の如く圍れたれば諸の重負と繁る罪を除き耐忍びて我儕の前に置れたる醜態を趨りニイエス即ち信仰の先導となりて之を成全する者を望むべし彼ハ其前に置るるの喜樂に因てその恥をも厭はず十字架を忍びて神の寶座の右に坐しぬ三なんんちら倦疲れて心を喪ふこと莫らん爲に惡人の如此ものれに逆ひしをも忍ぶる者と思ふべし四なんんちら惡を争ひ拒て未だ血を流に至らず五また子に告るが如く皆給ひし言を爾曹忘れたり曰く我子よ爾主の懲治を輕する勿れ其誼貴を受るるとき心を喪ふ勿れ六そハ主その愛する者を懲め又すべて其納る所の子を鞭てり七なんんちら若この懲治を

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

忍び神の子の如く爾曹を待ひ給ふなり誰か父の懲りざる子あらん乎 衆人の受る懲治もし爾曹に無ばそ
 は私子にして實子に非ず又我儕の肉體の父我儕を懲めし者なるに尙ほは懲り況て靈魂の父に服ひ
 て生を得ざるべけん乎 十肉體の父其心に任せて暫く我儕を懲む然も懲の父我儕に益を得しめて其聖
 潔に與らせんがため懲むるを爲す 十一凡の懲治今ハ悦しつらす反て 懲意の然る後之に由て懲練す
 る者にハ義の平康なる果を結びせり 十二是故に爾曹疲たる手弱たる膝を健にせよ 十三足蹙たる者の迷ふ
 となく控されんが爲爾曹の足に平直なる徑を備ふべし 十四爾曹衆の人と和睦をなし自ら潔らんとを
 務めよ人もし潔らざる主に見ゆるを得ざるあり 十五爾曹慎めよ恐らくハ神の恩寵に及ばざるものあらん
 恐くハ苦根生いて爾曹を擾さん且多くの人之に因て汚るべし 十六恐くハエサウの如く淫を行ひ妄なる
 事なす者あらん彼ハ一飯のために長子の業を擲り 十七其のち祝ふ所の福を嗣んとを求めたれども終に棄ら
 れ涙を流して志を挽回さんせしを得ざるなり 十八爾曹の知るところ也 十九爾曹の近ける所ハ擲る
 べき山に非ず或ハ跌たる火あるひハ密雲あるひハ黒暗あるひハ暴風十九あるひハ鐵の音あるひハ言語の聲に
 も非ず此聲を聞し者再び言をもて 語給はざるを求めり 二十そハ擲るべき山に觸るべし石にて擲るべ
 しと命せられしを彼等忍ぶこと能はざりし故なり 二十一その見しところ極て畏しかりければモ一せも我甚く
 恐懼戦慄し曰り 二十二然も爾曹の近ける所ハシオンの山また活神の城なる天のエルサレムまた千萬の衆す
 なり天ノ使の衆集 二十三天に録されたる長子ごもの教會また衆の人を鞠く神および成全せられたる義人
 の靈魂 二十四新約の中保なるイエス及び濯ぐ所の血あり此血の言さるハアベルの血のいふ所よりハ尤も愈れ
 り 二十五慎みて告る所の者を拒む勿れ若し地にて示せる者を拒し彼等免るる事なかりしならん況て我儕天よ
 り示せる者を拒て 免るることを得んや 二十六昔ハ其聲地を震へり今ハ彼つけて曰く我また一次地のみならず
 天をも震はん 二十七この再一次言るハ震るべき者の棄られんことを示す此等の造られたるハ震はれざる者
 の存んため也 二十八是故に我儕震れざる國を得たれば恩に感じて 虔み敬ひ神の意旨に合ふ所をもて之に事ふ

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

二九夫われらの神ハ靈聖す火なり
 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十
 知すして 天 使を接待せり 三己ごもに囚るるが如く 囚 者を念へ爾曹も亦身に在るが故に苦む者を念ふ
 べし 四さんちら婚姻の事を凡て貴め 又牀をも汚すこと勿れ 神ハ荷合また好淫する者を審判たまはん 五なん
 ちら世を過るに食ることをせざるを以て足りさせし蓋われ爾曹を去り更に爾曹を棄じし云給ひたれば也 六
 然も我儕毅然して曰べし 主われを助る者なれば畏なし人われに何を行人ご 七神の道を爾曹に教へ爾曹を
 導く者を念へ 其行の果を觀てその信仰に效ふべし 八イエスキリストハ昨日も今日も永遠不變らざる也 九
 萬殊なる教異あるに搖蕩さるる事勿れ 恩に由て心を堅固せられ 飲食に由るハ善し 飲食に由て行
 ひたる者ハ益する所なり 十我儕に祭壇あり此上の物を幕屋に奉る人ハ食ふことを得ざる也 十一祭司の長
 脚を脚はんに爲し 獸の血を携へて 聖所に入その獸の體を盤外にて焚り 十二是故にイエスも己の血をも
 て民を潔んが爲に門の外に 苦を受しなり 十三然も我儕も彼の詭辭を眞て 盤外に出われに往べし 十四我
 儕ごもに在て恒に存つべき城邑なし 惟きたらんとする城邑を求む 十五是故に我儕われに由て恒に讚美の祭を
 神に獻べし 即ち其名を頌る 唇の果なり 十六然もまた善を行き 施捨を行き ことを忘るる勿れ 此の如き祭ハ神に
 れを悦べば也 十七爾曹を導く者に 循ひて 服すべし 彼等ハ己が事を神の前に 訴ふべき者なるが故に 爾曹の靈
 魂のために 守るべきを爲す 彼等を 歎せず 歎びて 守るべきを爲しむべし 然されば 爾曹に 益なし 十八なんち
 ら我儕のために 祈禱せよ 非儕よ 心ありて 凡の事に 善行を なさんご 爲し ことを 信すべし 十九われ尙も 遠
 くに 爾曹に 歸るべきを得んが爲に 爾曹の 祈んことを 更に 求む 二十願くハ 窮なき 契約の 血に 由て 羊の 大牧者
 なる 我儕の 主イエスキリストを 死より 甦らし 平安の 神ニ イエスキリストに 由て 其悦ぶ 所を 爾曹の 心
 の 中に 起し 又 爾曹を して 其旨を行はせんが爲に 凡の 善事に 於て 爾曹を 全うせしむべし 榮光の くに 歸し
 て 世々 聖なる ちらん アメン 〇 三三 兄弟よ 今われ 爾曹に 語り 贈り たらば 我が 勸の 言を 容ん ことを 請ふ 三三 我

備り兄弟テモテの釋されし事を爾曹知べし彼もし速かに來らば我われも備に爾曹を見ん 二四 請すべて爾曹を導く者あよび諸の聖徒に安を問イタリヤより來りし者と安を爾曹に問リ 三五 願くハ恩寵なんちら衆の人と偕に在んことをマメン

新約全書希伯來書 終

新約全書使徒ヤコブの書

一神ちよび主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散たる十二の支派に安を問ニわが兄弟よ若んちら各様の試誘に遇ハ之を喜ぶべき事とすべし 三蓋なんちらの受る信仰の試みの爾曹をして忍耐を生ぜしむる事知ばなり 四 爾ちら全くと備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く動かしめよ 爾曹の中もし智慧足る者あらば夫の告る事となく惜なくして來人に手る神に求め然らば千らん六然と疑ふことなく信じて之を來むべし 疑ふ者の風にはばたかされて翻る 海浪の如し 七 斯の如き人の主より何物をも受ると思ふ勿れ 八 斯の如き人の真心にして其行ふ所の事すべて定準なし 九 卑き兄弟ハ其高せらる事と喜樂せよ 十 富者者ハ其卑せらる事と喜樂せよ 蓋草の花の如く逝べければ也 十一 され日出て熱し草を枯せ其花ら其美しき香きの富る者も亦この如く其爲こころ半にして已まづ亡ん 十二 忍て試誘を受る者の福なり 蓋こころのみを結て善とせらるる時の生命の冕を受べければ也 十三 冕の主己を愛する者に約束し給ひし所のもの也 十三 誘る者ハ神われを惡に誘ふと言あけれ神ハ惡に誘れず亦人も惡に誘ひ給はず 十四 人惡に誘る者ハ己の慾に引れて誘はるる也 十五 欲すてに孕て罪なうみ罪すてに成て死を生 十六 わが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ 十七 凡の善賜を全き賜のみならず 諸の光明の父より降るなり 父ハ爾をこころ無また轉動て顯るる影もなき者なり 十八 己の旨に循ひ眞道を以て我僕を生け是我僕をして其造る所の物の中に於て初に結べる果の如き者ならしめん爲なり 十九 是故に我を愛する兄弟よ人々の聽こたを速かにし 語ること余を餘し惡ことを餘すべし 二十 人の怒ハ神の義を行ふ事をせされば也 二一 然諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹その心に植たる所の靈魂を救得る 道を歩べし 二二 ならち道を行ふ者なるべし 彼これを開のみにして自己を欺く者なる勿れ 二三 され道を問のみにして之を行はざる者ハ鏡に向て本來の面をみる人に似たり 二四 己を照し觀て去のち直に其如何なる相貌なりしを忘る 二五 然自由なる全き律法を切々に觀て離れざる者ハ是功を行ふ者にして聞て忘るる者に非

新人の行ふところ 福あらん 二六 爾曹のうち誰か若くつから神に事する者か意ひて其舌に響をつけず自ら其心を欺り其事をこぼれ徒然なり 二七 神なる父の前に潔して穢なく事する者か孤子と寡婦を其難難の中に眷顧また自ら守て世に汚れる是なり

一わが兄弟 爾曹榮の主なる我儕の主イエスキリストの信仰の道を守らん人に人を偏視るること勿れ 二八 人金環をのめ美しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧乏人汚たる衣服を着て來らん人に三なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾曹の榮位に坐れ 二九 曰また貧乏者に爾彼處に立たいひ或は我が足下に坐れ 三〇 曰わが兄弟 爾曹の各人のうち區別を立また 惡念を以て人を分もの非すや 五我が愛する兄弟 爾曹の神の所望する者を選て信仰に富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣へき者ならしめ給ふに非すや 六然るに爾曹貧乏者を藐視たり 爾曹を凌辱また裁判所に曳もの富者に非すや 七彼等爾曹の稱らるる所の美名を誦する者に非すや 八爾曹もし聖書に載る所の己の如く爾曹の隣を愛すべしと云ふ法を守らば其行ふこと善九然るに若し人を偏視ることなせば是罪を行ふなり 律法爾曹を定めて罪人せしめん 十人律法を悉く守る者若し一人を偏視ることなせば是罪を行ふなり 律法爾曹を定めてまた殺すこと勿れと言ふ爾曹奸淫せず若し殺すことなせば律法を犯す者なる也 十一なんぢら自ら行ふこと自由の律法に循て鞠を受んとする者の如くすべし 十二憐れむことなせばせざる者か鞠かるる時また憐れむこと無らん 十三憐れむことなせばせざる者か鞠かるる時また憐れむこと無らん 十四わが兄弟 人自ら信仰ありと言て若し行ふこと何の益あらん乎 十五 或人これに曰て安然にして往け願くは爾曹温にして飽くことを得よと而して其身體に無てならぬ物を之に予す何の益あらん乎 十六 此の如く信仰もし行を兼ざる者か乃ち死るなり 十八 或人いはん 爾曹信仰あり我行あり請なんぢが行を兼ざる信仰を我に示せ我が我が行に由て我が信仰を爾曹に示さん 十九 なんぢ神の惟一なりき信す如此信する善し 惡鬼も亦信じて戰栗り 二十 ありてなる人よ 行を兼ざる信仰

の死ることを爾知さん 欲ふや 二一 我儕の先祖アブラハムその子イサクを壇の上に獻て殺せられたるの行に由り非すや 二二 その信仰の行を共に働き且行に由り信仰を全備を得たるを爾見べし 二三 此の聖書に録してアブラハム神を信す其信仰を義とせられたり有に應へり 彼また神の友と稱れたり 二四 なんぢら人の義とせらるるの信仰のみ由り非す 行に由り非すことを知るべし 二五 また姉妹ラハバ使者を受これに他の途より去しめて義とせられたるの行に由り非すや 二六 身もし靈魂はなるれば死ることを信すも行ひ離れば死るなり

一わが兄弟 爾曹多く師となる可らず蓋われら師たる者の審判を受ると尤も重き知べなり 二われら馬を己に馴らせんとして其口に響を置ときり 其全體を取すべし 舟も亦その形へ大く且狂風に迫るときも小艇を以て舵子の意の隨に之を運すなり 五此の如く舌も亦小ものにして誇ること大あり 視る微火いかに大なる林を燃すや 六舌の即ち火すなり 七惡の世界なり 舌は百體の中に備りありて全體を汚し又全世界を燃すなり 舌の火は地獄より燃出七その各類の戦禽 昆蟲 海に在もの皆制を受また既に人に制せられたり 然るに人たれも舌を制し能はず 乃ち抑かたき惡にして死産の充るもの也 九 我儕これに以て主なる父を祝また之をもて神の形に像りて造られたる人を誦ふ 十 祝す 一の口より出わが兄弟 かく此の如き事有べきに非す 十一 泉の源へ一穴より甘水と苦水と並に出さん乎 十二 わが兄弟 無花果の樹橄欖の果を結び或は葡萄の樹無花果の果を結ぶことを得んや 斯の如く 泉の源 鹹水と淡水と並に出すこと能はず 十三 爾曹のうち智くして聰明もの誰なるや 柔和なる智慧を以て 善行を彰すべし 十四 然るに若しなんぢら心の中に 苦嫉と忿争を懷かば 是眞理に背なり 眞理に背て語る勿れ 又 謙る勿れ 十五 斯る智慧は上より下るに非す 地に屬るもの 情慾に屬るもの 惡魔に屬るもの也 十六 其の嫉妬と忿争ある所に 亂さし諸般の惡事とあれは也 十七 然るに上よりの智慧は第一に深く次に平和寛容 柔順かつ 矜恤と善果みちり人

二五 四三 三二 二一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

な備視す亦偽なきもの也十八義の果の平和を行ふ者の平和を以て種に由て結ぶなり

爾曹の中の戦闘と争競の何より來しや爾曹の百體の中に戦ふ所の慾より來しに非ずや二爾曹

食むも得ず殺すも得ずを以て疾を爲すも得ずを以て能く争競せり爾曹の求めざるに因て得ざる也三

なんぢら求めざるは得ざるの爾曹の爲すに能く争競せり爾曹の求めざるに因て得ざる也三

友とするの神に敵するなるを知らんや世の友ならん事を欲ふ者の神の敵なり五聖書に神の我儕の衷に住

しめ給ふ靈熱心を以て我儕を愛むと言ふるを爾曹も亦能く爲すや六神更に大なる恩恵を予ふ此に由て

いふ神の驕傲者を拒き謙卑者に恩を予ふは七是故に爾曹神に服へ惡魔を拒げ然るに爾曹を逃去ん

入なんぢら神に近ければ神なんぢらに近き給はん罪人を爾曹の手を淨せし二心の者も爾曹の心を深く

せよ九なんぢら苦め哀れ哀れなんぢらの笑を哀哭に易し爾曹の歡樂を愛に易し十自己を主の前に卑せよ然

る主なんぢらを高せん十一兄弟互に誘ふ勿れ兄弟を誘ふ或は兄弟を誘ふ者も律法を勝り律法を

勝するなり爾曹も律法を勝せし律法を行ふ者に非ず律法を勝する者なり十二律法をたて人を勝する者も惟

一なり彼の救ふこと滅すことを爲得る世なんぢ誰なれば隣を勝する乎十三われら今日明日某の邑にゆき彼

處に一年さうまり賣買して利を得んといふ者も十四なんぢら明日の事を知す爾曹の生命の何ぞ暫く現れて

遂に消るる霧なり十五爾曹の言に聞き易て如此いへ主も許し給はんと我儕活て或は此事あるひは彼事を行ん

と十六然も今なんぢら驕りて誇るとん爲凡て此の如き誇り惡きなり十七人善を行ふ事を知て之を行はざるハ

罪なり

富者も爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべし二爾曹の財の朽なんぢらの衣服の腐

ひ三爾曹の金銀の銹腐れり此銹證を爲て爾曹を攻むつ火の如く爾曹の肉を蝕ん爾曹の末の日に在てなほ

財を蓄ふるをなせり四視よ爾曹其田を獲せし雇人に予ざる値は叫び其刈し者の呼聲は既に萬軍の主の

耳に入り五なんぢら地に在て書樂み居らるる日に在て尙その心を悦べせり六なんぢら隣者に

二五 四三 三二 二一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

定め且これを殺せり彼なんぢら拒ざりき〇七兄弟忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き産を得るを望

みて前と後との雨を得まで久く忍て之を待り八爾曹も忍べ爾曹の心を堅せよ蓋主の臨り給ふこと近ければ也

九兄弟も爾曹互に怒ること勿れ怒り罪に定られん視よ鞭するもの門の前に立ち十兄弟も爾曹主

の名に託て語りし預言者を苦き忍むの式とすべし十一われら忍ぶ者ハ福なりと意ふ也なんぢら會て目

の忍を聞き主の行給ひし平その結局を見よ即ち主の慈悲深く且矜恤ある者也十二兄弟も一切

奮ふ勿れ或は天あるひは地あるひは他物を指て奮ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐くハ爾曹

罪に定られん十三爾曹のうち誰か苦む者ある乎あらば祈禱せよ誰か喜ぶ者ある乎有べその人讚美せよ十四爾

曹のうち誰か病者ある乎あらば教會の長老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃ぎ之を爲に祈

ん十五それ信仰より出る祈禱ハ病者を救ふべし主これを起さん若し罪を犯し事有れば赦れん十六なんぢら

互に過ちを認めらし且病を瘳るることを得ん爲に互に祈るべし義者の篤き祈禱ハ力ある者なり十七

エリヤの我儕と同情の人なり彼雨降ざることを切に祈りければ三年六ヶ月の間地に雨降ざりき十八

また祈りければ天より雨ふりて地その産を萌出せり十九わが兄弟も爾曹のうち或は眞の道より迷る者あ

らん誰か之を引反さば二十此人知べし罪人を其迷る道より引反すハ乃ち其靈魂を死より救かつ多の

罪を掩ふことを

新約全書雅各書終

新約全書徒使ペテロ前書

一 イエスキリストの使徒ペテロ書をホントにガラテヤカパドキアアツアニアに散て置れる者
 ニ即ち父なる神福音に順はしめイエスキリストの血に洗はしめんとして其預じめ知たまふ所に備ひ置
 の聖潔をもて選給ひし人々に贈る願くハ爾曹に恩寵と平康の増んを○三賦べきかな神われらの主イエス
 キリストの父かれ其大なる矜恤を以て我儕を再び生我儕をしてイエスキリストの 賜り給ひしことによて
 活る望を得させ亦われらの爲に天に穢ある朽す汚れす我へさる禍業を得しめ給ふなり五ならんちら信仰に由
 て神の能に贖られ已に備ある所の 末時に願れんさする救を得たり六之に由て爾曹喜べり今暫く各様の
 艱難に遇て憂ざるを得ずと雖も却て憂をなせり七爾曹の信仰を試みらるるは壞る金の火に試みらるる
 よりも貴くして爾曹イエスキリストの願れ給はん時に稱讚と輝貴と光榮を得に至らん八爾曹イエスを見され
 ども之を愛し今見すといへども信じて喜ぶ其快樂ハ言わたく且榮光あり九蓋ならんちら信仰の 効すなばち
 爾曹の救を得るに因ハ爾曹が受る所の 恩を預言せし預言者等ハ此救に係る事を 探 索かつ推究れた
 り十一即ち彼等その裏に居キリストの 靈キリストの受んさする苦難と其のち得んさする榮を 預じめ證し
 たる此ハ何の日かななる時を示せると推究れたり十二彼等ハ默示を蒙りて其傳る所の事おのれの爲に非
 す爾曹の爲なることを知り其傳へし事ハ今天より遣り給ふ聖靈に由て福音を傳る者の爾曹に告る所の事なり
 斯事ハ天の使等も知んことを欲へり十三然ハ爾曹心の腰に帶して慎みイエスキリストの願れ給ふ時なん
 ぢらに來らんさする恩恵を疑はずして望むべし十四ならんちら孝子なるに因て從前の蒙味時の怒に效ふことな
 く十五 爾曹を召給ふ 聖者に效て凡の行を潔すべし十六その録して我深けれハ爾曹も潔すべしと有べ
 なり十七人を偏視す各人の 行に由て鞠く者を爾曹もし父と呼ば世に寄れる日を懼れて過すべし十八蓋な
 んぢら願はれて先祖より傳りたる徒き行より離れしハ銀や金の如き壞る物に由り非す十九疵なく汚なき潔
 の如きキリストの寶血に由ることを知らざり二十キリスト世基を置ざりし先に定られ此末時に爾曹の

爲に願は給へり二爾曹にキリストを懸らせ且これに榮を予へ給ひし神をキリストに由て信する者なり是故に爾曹の信仰を望み神に由り三爾曹すでに靈により眞理に循ひて靈魂を潔め爲なく兄弟を愛するに至たれば潔心をもて互に篤く相愛すべし三爾曹が再び生るるの爲に壞べき種に由り非す壞べからざるすなりち窮なく存つ神の活る道に由り二四それ人既に草の如く其榮ハ凡の草の花の如し草枯その花ハ落三五然主の道に窮なく存なり爾曹に宣傳する福音ハ乃ちこの道なり

爾曹一是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また偽善媚嫉および諸の謗言を棄て二今生れし嬰兒の乳を慕ふ如く爾曹心を養ふ眞乳を慕ふべし此に由て爾曹長て救に至らん三なんぢら嘗て主を仁ある者と知たらんにハ斯の如すべし四主人に棄られ給へし神に選れたる貴き活石なり五爾曹われに來り活石の如く建られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエスキリストに由て神に悦ぶる靈の祭物を獻べし六その聖書に録して我選し所の貴き階の首石をシオンに置ことを信する者ハ辱しめられしと有べなり七この石信する爾曹にハ貴き物となり信せざる者にハ工師に棄られて階の首石となれる石となり八また階の石職ぐる岩を爲なり彼等ハ道を信せざるに因て之に階く此ハ彼等かく定られたる也九爾曹に選れたる族王なる祭司聖民神に屬する者なり此ハ爾曹をして召て幽暗より出し其異光に入給ひし者己の徳を顯さしめん爲に爾曹を此の如き者となし給へる也十爾曹ハ素民に非す然ハ今神の民となる素料恤を受す然今料恤を受たり〇十一愛する者ハ我爾曹に勸む爾曹ハ資旅また寄寓者なれば靈魂に逆ひて戰ふ肉の慾を去べし十二又なんぢら異邦人の中に在て善行を行はしめ爾曹を誘ひて惡を行ふ者と言ふ異邦人をして爾曹の善行を見て眷顧たまふ日に神を崇しめん爲なり十三なんぢら主の爲に凡て人の立る所に服へ或ハ上にある王十四或ハ惡を行ふ者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王より遣されたる方伯に服ふべし十五蓋なんぢら善を行ふを以て惡なる人の無知の言を止るハ神の旨なれば也十六なんぢら自由なる者の如くせよ然其自由を以て惡を掩ふことなく神の僕に如すべし十七衆の人を敬ひ兄弟を愛し神を畏れ王を尊ぶべし〇

十八 僕する者ハ畏懼を以て主人に服ふべし口善良者柔和なる者にのみあらす苛刻者にも服ふべし十九人も受べからざる苦難をうけ神を敬ひて之を忍ばざる事なり二十爾曹もし過をなし懺れて之を認むも何の嘉べき事ならん乎されど若し善をなす苦められて此を忍ばざる神に嘉稱を得べし二一爾曹の召れたるハ之が爲り蓋キリスト爾曹の爲に苦をうけ爾曹をして己の跡に隨はしめんさて式を爾曹に遺し給へば也二三かれ罪を犯さず又その口に詭譎をかりき二三かれ訴られて訴らす苦られて罵言を出さず口を以て鞠く者に之を託たり二三彼木の上にて懸て我儕の罪を自ら己が身に任給へり是我儕をして罪に死て義に生しめん爲り彼の鞭打れしに因て爾曹醫れたり二三それ爾曹ハも羊の如く迷たりしが今なんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり

爾曹一妻ある者ハ爾曹その夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に由り妻の行に由て服はんニその爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見に因てなり三爾曹の妝飾ハ髪を鍔金を掛また衣著るが如き外面の妝飾に非す四たゞ心の内の隠たる人すあへち壞ることなき柔和恬靜なる靈を以て妝飾すべし此靈の妝飾ハ神の前にて價貴もの也五昔神に依頼みし聖女も其夫に服ひて此の如く己を飾たり六サラアブラハムに服ひて之を主と稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼すべし則ちサラの子たる也七夫たる者ハ爾曹も妻を遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同居これに敬ふこと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの祈禱に阻礙なからん爲なり〇八終に我これを言ん爾曹みな心を同うし互に體恤兄弟を愛し憐み謙遜九惡を以て惡に報る勿れ訴を以て訴に報る勿れ却て此の如き人の爲に福を求むべし蓋なんぢらの召れたるも福を嗣入爲なれば也十それ生命を愛して佳日を送らん欲ふ者の舌を禁て惡を言はず唇を封て詭譎を言ざらんことせよ十一惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追へし十二その主の目の義人の上に止り其耳ハ義人の祈禱に傾き主の面ハ惡を行ふ者に向て怒れば也十三爾曹もし熱心に善を行はし誰か爾曹を害はん乎十四縦ひ義き事の爲に苦めらるるも爾曹福なる者なり人の爾曹を感戴

五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

を畏るる勿れ亦憂る勿れ十五なんぢら心の中に主なるキリストを崇むべし亦爾曹の衷にある望の緣由を問人にの柔和と畏懼を以て答をなさんと恒に備へ十六の答るとき善良心に從ふべし是なんぢらを誘ふ者との誣言なんぢらにキリストに在て行ふ善行を誘ふ者の自ら愧ん爲也十七若し爾曹の善を行ふに因て苦を受ると神の意旨ならん惡を行ふに因て苦を受るに愈れり十八キリストも一次罪に因て苦を受く義者不義者の爲にせり是我儕を引て神に至んさてなり彼の肉體の殺れ其靈の生されたり十九彼の靈を以て獄にある靈に宣傳へたり二十の獄にある靈の昔ノア方舟を備る間神の忍て待給へるさき從ひざりし靈なり此方舟にいり水に由て救れし者の僅にして惟八人なりき三十一其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマの肉體の汚穢を除くに非ず善良心神を求むるなり三十二イエスキリストの天に往て今神の右に坐せり諸の天使權威ある者能ある者みな彼に服ふなり

三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一キリスト既に我儕の爲に肉體に苦難を受給ひたれば爾曹も亦その心を以て自ら鏡ふべしその肉體に苦難を受し者ハ罪を斷たれば也二これ今より後人の慾に循はず神の旨に循ひて肉體に寓れる餘の時を過入爲なり三夫我儕既に往にし日の異邦人の心に從ひて好色、私慾、沈溺、醉興、酒宴、偶像を祭る憎べき事を行て既や足りなんぢら彼等と偕に放蕩の極に趨ざるに因て彼等これを怪みて爾曹を誘ふなり五かれら生者死者を鞠んと備を爲る者に己の事を陳ん六福音の死し者に宣傳へたり蓋彼等をして其肉體の人に由て審判を受るさし其靈の神に由て生命を得しめん爲也七萬物の末期漸けり是故に慎みて自ら制するこゝを爲て祈禱すべし八何事よりも先たひに篤く相愛するこゝをすべし蓋愛の多の罪を掩はなり九なんぢら互に善くこゝなく接待すべし十神の各様の恵を司る善家宰の如く各人その受し所の賜を以て互に施すべし十一人もし道を語らば神の示さ意ひて語るべし人もし服役を作らば神の賜ふ能き意ひて服役を作べし是イエスキリストに由て毎事に神に榮の歸せん爲なり夫榮と權ハ神に歸して世々に至る也アメ

三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

十二愛する者ハ爾曹を試むる火の如き苦は非常事の如くして爾曹異とする勿れ十三卻てキリストの爲に與るを以て歡樂さすべし然其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん十四若なんぢらキリストの名の爲に謗れなば福なり蓋榮の報すなはち神の靈なんぢらの上に止れば也キリストハ彼等に諭され爾曹に崇らるる也十五爾曹の中あるひハ人を殺し或ハ盜をなし或ハ惡を行ひ或ハ猥に人の事に干渉なごして苦に遇もの有され十六若キリストアンのに因て苦に遇はざるこゝ勿れ却て之に縁て神を崇むべし十七その神の家を首として世を審判するさき已に至らばなり若し我儕は首に審判せらるる時ハ神の福音に從はざる者の其結局は如何ぞや十八もし義者僅じて救るるを得ば神を敬はざる者と罪人の何處に立んや十九是故に神の旨に循ひて苦に遇もの善を行ひて其靈魂を信すべき造物者に託すべし

彼得前書

第五章

自十二至五章十三節

一キリストの苦を親く見て證をなし且願れんさする榮に與ることを得る者なる長老たる我なんぢらの中に我と同く長老たる者に勸む二爾曹の中にある神の羊の群を牧これに司るに止を得ずして爲す好てなし利を貪るために爲す樂めて爲べし三又なんぢら託せられたる者に主き爲べからず羊の群の式を爲べし四なんぢら牧者の長の顯れん時に壞ることなき樂の冠冕を得ん五また幼者に勸む爾曹長老に服へ且互にみま相服ひて謙遜を衣よ夫神ハ驕傲者を拒きて謙遜者に恩を與給ふなり六是故に爾曹神の大能の手下に己を卑すべし七期至らば彼なんぢらを高せん七爾曹その憂慮さるるを悉神に託めべし蓋かれ爾曹を顧みたまへばあり八謙慎儼醒なんぢらの敵ある惡魔吼る獅子の如く徧行て吞べき者を尋ね九なんぢら信仰を堅して之を棄け蓋なんぢら世にある兄弟の同く此苦を受るを知むなり十諸の恩恵を予ふる神すなはち爾曹をして暫く苦を受る後キリストイエスにある窮なき榮に入しめんさて爾曹を招きし神爾曹を全うし堅くし強して基の上に置給ふべし十一願くハ榮光と權力と神に在アメン十二われ意ふにシルロノハ忠信ある兄弟なり我片の言の書を彼に託し爾曹に贈て勸をなし且なんぢらが立ちこるの恩は乃ち神の眞恩なるこゝを證せり十三ペトロに在所の爾曹と共に選れたる教會なんぢ

へてろせんしよ 第五章 十四節 千五百八十八
らに安を問また吾子マコも爾曹に安を問り 十口とんぢら愛の接吻を以て互に安をさへ願くハキリストも
列に往なんぢら衆に平康あらん事をアメン

新約全書使徒彼得前書終

新約全書使徒ペテロ後書

一 イエスキリストの僕また使徒なるシモンペテロ我儕の神と教主イエスキリストの義に由て我
儕が受し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書を贈る 願くハ神と我儕の主イエスを識に因て爾曹に恩寵と平
康の増んことを三神その能力に循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我儕に賜へり是れら榮と徳を以て我儕
を召し給し者を識に由てあり 四 また神その榮と徳に因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此ハ爾曹を
して此約束に由て世にある所の怒の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲あり 五 是故に爾曹勤て信仰に徳
を加へ徳に智識を加へ 六 智識に擗節を加へ擗節に忍耐を加へ忍耐に敬虔を加へ 七 敬虔に兄弟の睦を加へ兄
弟の睦に愛を加ふべし 八 此等のもの若なんぢらの衷に在て爾曹の善きハ爾曹われらの主イエスキリストを識
ごに怠ることなく又實を結ざるごに無に至らん 九 此等のものうなき者ハ首を引遠く見ごに能はず且その善き
罪を潔られし事を忘るご也 十 是故に兄弟よ勤て爾曹の召れし事を堅固せよ若前に告たる事
ごもを行ハと爾曹いつまでも躓くごに莫らん 十一 此の如ハ神なんぢらに我儕の主なる救主イエスキリスト
の永遠國に入るの恩を豊に予へ給ふべし 十二 是故に恒に我なんぢら此等の事を知かつ既に受たる 眞
道に堅けれご尙なんぢらに此事を憶起させんごにして怠らざる也 十三 我この幕屋に居あひだ爾曹に此事を憶
起させて爾曹を勵すハ當然のごご意へり 十四 蓋われらの主イエスキリストのわれに示し給へる如く我わ
幕屋を離るごごの近を知ばなり 十五 我また爾曹をして我が世を去ん後にも常に此等の事を憶起させしめん
ごごを勤十六 われら前に爾曹に我儕の主イエスキリストの能力と其願れ給ふごご告るに巧なる奇談を
用ざりき我儕の親く其大なる威光を見し者なり 十七 至大なる榮光の中より聲ありて彼を呼べり 我心
に適ふ我が愛子なりごご曰る 此時われハ神なる父より尊き榮を受たり 十八 われら彼ごごに 聖山に在し時ご
の天より出し聲を聞り 十九 殊に預言者の 確言われらに在し 二十 言ハ 暗處に輝る 燈の如きものなり夜
の明るまで 明星の爾曹の心の中に出るまで之を願みハ善 二十 一 首に知へき事ハ聖書の諸の預言ハ預言

彼得後書 第一章 自一至二十節 千五百八十九

三 二 一 九 八 七 六 五 四 三 二 一

者そののの欲を以て示せるに非ざるを知んこと也二一そは預言は業より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖類に感じて語りし者なれば也

昔し民の中に偽の預言者ありき其ごとく爾曹の中にも偽の師いでん彼等は淪亡に至る異端の隙へ且そのれを囑ふ主を主とせすして迷ひある淪亡を自ら取へしまた多の人おれらの好色に效はん此道これに由て勝つる受ん三これら貪婪心に由て造言を設け爾曹より利を取んす彼等の審判は昔より定あれは遅らじ彼等の淪亡の隙を待しめ給へり五また古世を容さず洪水を以て神を敬はざる世を滅ぼし只置之を禁綱彼等をして審判の時を待しめ給へり五また古世を容さず洪水を以て神を敬はざる世を滅ぼし只我道に傳ふるノアの一家八人を救へり六又ソドムとゴモラの邑を滅さん定め之を焚て灰となし後の神を敬はざる者の罪をなせし七また義きロト即ち悪者の淫亂の行を恒に憂へし者を救へり八この義人かれらの中にあり日々その不法の行を見聞して己の義き心を傷たり九此の如く神を敬ふ者を患難より救ひ不義なる者を審判の日まで守りて之を罰し十別て汚れたる情慾に徇ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視する者を罰する事を知給ふなり此輩は爾曹の罪を犯す者にして尊貴を勝ることを畏ざるなり十一天使は彼等に愈し大なる權威と能力を有す主の前に此輩者を罰して所を罰して邪曲により滅されて不義の報を受ん十三殺さるる爲に生れたる無知識の如し知ざる所の事を勝り其邪曲により滅されて不義の報を受ん十三彼等は白昼も酒食を樂さず汚らなり爾曹と同じ筵席に與るとき其醜態を樂せり十四かれら目に淫婦を充し罪を犯して止す心の堅らざる者を感はし其心貪婪に傾これら子輩なり十五かれら正道を離れて迷入ポソロの子バラムの道に従へりバラムは不義の利を貪りし者なり十六彼等の不法の爲に責らる語ること能はざる驢馬人の聲をなして預言者の狂を禁たり十七此輩は水なき井あり狂風に逐るる雲なり黑暗かれらの爲に窮なく存れり十八そは彼等ハ勝たる虚誕を語り肉慾淫亂を以て夫の迷へる者の中より幸じて脱たる者を勝へり十九また彼等ハ之に自由を予るとき稱れども自ら淪亡の奴僕たり

三 二 一 九 八 七 六 五 四 三 二 一

蓋のたる者ハ勝者の奴僕たれば也二十彼等もし我儕の主なる救主イエスキリストを識りて因て世の汚れを脱れ復これに聚れて勝るとき其後の状態前に愈りて更に悪するべし三かれら義の道を識りて尙その傳られし所の聖命を棄んよりいばる義の道を識ざるを美とすべし三犬のへり來りて其吐たる物を食ひ承らひ潔られて復泥の中に臥さる 証ハ眞にして彼等に應へり

爾曹一愛する者よ我今この第二の書を爾曹に贈る此兩書を以て爾曹の眞實なる心を勵し二先に聖預言者の語し言ふ爾曹の使徒等が傳へし主なる救主の命令を記憶せん三また首に此事を知べし末日至らば戲謔者いで來り己の慾に従ひて行み四主の約束し給ひし其處に在り列祖の腹より以來すべての物開闢の始と變るること無き云ん五彼等ハ神の言に由て上古天あり地の水より出づ水に由て立六之に由て古の世水に淹れて滅たる事を知な欲せず七それ神の其言を以て今の天と地を善へ之を火にて焚ん爲に神を敬はざる人を審判する淪亡の日まで存せり八愛する者よ爾曹この一事を知ざる可らず主に於てハ一日の千年の如く千年ハ一日の如し九主の約束し給ひし所を成に迎きハ或人の迎しと意ふが如くに非ず一人の亡ぶるを欲み給はず衆人の悔改に至らんを欲みて我儕を永く忍び給ふ也十然し主の日の來ること盜の夜きたるが如ならん其日にハ天大なる燦ありてさり信實こそなく焚毀れ地と其な中にある物みな焚毀ん十一斯の如く諸のもの餘されん然ハ爾曹神の日の來るを待これにせん十二我儕の務いかに爾曹の行を善し神を敬ふことを爲すべき乎十二神の日にハ天熱毀れ體質焚毀ん十三然し我儕其約束に因て新しき天と新しき地を望み待り義その中に在十四愛する者よ爾曹すて之を望み待は汚なく洗なく主の前に安然に在んこと務よ十五且われらの主の我儕を永く忍び給ふハ我儕の救なるを知べし我儕の愛する兄弟バロロも其賦られし智慧に徇ひ替て此事を爾曹に書附れり十六彼等の凡の書にも此事に就て語たり彼の書の中にハ難明ことあり無學なる者心の堅らざる者他の聖書を強解が如く之を強解して自ら敗亡に至るなり十七愛する者よ爾曹預じめ之を知バ慎めよ悪者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふ

こと勿れ十八人から益我儕の主なる救主イエスキリストを知んこと益其の恩恵を知んことを務むべし願くは榮光今も後も彼に歸して窮なからんことをアメン

新約全書使徒後書終

新約全書使徒ヨハ子第一章

一それ我儕が聞きたる目に見懇切に觀わが手摺りし所のもの即ち元初より在し生命の道を爾曹に傳ふ
二この生命すてに顯れたれば我儕これを見て證をす即ち原父と偕に在し者にて我儕に顯れたる窮なき所の
此生命を爾曹に傳ふ三われら見しこと聞し所を爾曹に傳るハ爾曹を我儕と同心せらしめん爲なり我儕ハ父
もよび其子イエスキリストと同心たり我儕この書をかき贈て爾曹の喜樂を充しめんこと
暗處なし此ハ我儕彼より聞て亦あんちらに傳る告なり六若われら神と同心なりと言て暗を行かば我儕が
言ことなるハ誠にして眞理を行ふに非ず七若神の光に在が如く光の中を行かば我儕互に同心せざるを得
つ其子イエスキリストの血すてて罪より我儕を潔む入もし罪を言はば是みづから欺けるにて眞理われらに
在あし九もし己の罪を認めざれば神ハ信實ある公義者あるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を
潔むべし十もし罪を犯たることなしと言ハ神ハ誠者とする也その道われらに在なし
十一わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るハ爾曹をして罪を犯すこと莫らしめん爲なり若し人罪を
犯せば我儕の爲に父の前に保薦あり即ち義あるイエスキリストニ彼ハ我儕の罪の挽回の祭物をり弟に我
儕の爲のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なり三われら若その誠を守らば是に由て彼を識り自ら曉る
べし四われ彼を識り言て其誠を守らざる者ハ誠人なり眞理その衷に在あし五凡て其道を守る者
ハ神を愛するの愛誠に其衷に於て完全す是に由て我儕が彼に在ること自ら曉る六彼に居る者ハ彼の行
し如く行むべき也七兄弟よ我なんちらに新しき誠を贈るに非ず即ち始より爾曹の有る舊誠を
り此舊誠ハ始より爾曹が聞し所の道より入然ご我が爾曹に書贈る所ハまた新しき誠をり此言ハ彼に
於ても爾曹に於ても眞理あり蓋いま暗味ハやく過て眞の光耀ばより九光に居言て其兄弟を憐む者ハ
今なほ暗に居なり十兄弟を愛する者ハ光に居て己を厭かするもの其衷になし十一兄弟を憐む者ハ暗に
なり暗に行て其往こと知るは是その目を暗に眠るれば也十二小子よ我この書を爾曹に書くるハ爾

曹主の名に縁て罪を赦されたるに因 十三 父老よ我この書を爾曹にかき贈るハ爾曹元始よりの者を識るに由る
 壯者よ我この書を爾曹に書おくるハ爾曹 惡者に勝るに由る 孺子よ我この書を爾曹に筆おくるハ爾曹父
 を識るに因 十四 父老よ我この書を爾曹に贈しハ 爾曹始よりの者を知るに因てなり 十五 この世あるひハ此世にある物
 に贈しハ爾曹剛健かつ神の道 爾曹の心に有て 惡者に勝るに因てなり 十六 凡そ世に在るもの即ち肉體の慾眼目の慾
 を愛する勿れ人もし此世を愛せば父を愛するの愛その衷に在なし 十七 凡そ世に在るもの即ち肉體の慾眼目の慾
 また 勢より起る驕傲これらハ皆父より出るに非ず世より出るもの也 十七の世其慾ハ逝るものにて神
 の旨を行ふ者ハ永遠 存るなり 十八 孺子よ今乃ち 季世キリストに敵する者來らんハ爾曹が聞し所の
 如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今乃ち 季世なるを我儕ハ知り 十九 我儕を離れて彼等出た
 りと雖も素より我儕の屬ならざる也もし我儕の屬ならんに恒に我儕と偕なるべし彼等いで去るハ衆の者の
 悉くハ我儕の屬ならざることを願さんガ爲なり 二十 爾曹ハ既に聖主より膏を沃れて一切の事を知二二
 われ爾曹が直理を識ざるに因て此書を筆おくるに非ず爾曹直理を識かつ凡の 誠ハ直理より出ざることを識
 るを以てなり 二三 誰ハ是 誠者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを拒む者ハ即ちキリス
 トに敵する者なり 二三 凡そ子を拒む者ハ父をも有す子を受る者ハ父をも有り 二三 なんぢら始より聞る者ハ爾
 曹の衷に居しむべし若し始より聞る者なんぢらの衷に居ハ爾曹の子と父とに居ん 二五 これ主の我儕に約束し
 給へる約束すなはち 窮なき生命なり 二六 我爾曹を惑す者に就て此等の事を爾曹に書贈れり 二七 爾曹ハ主よ
 り沃れたる膏その衷に存れるガ故に教を人より受るに及ばず其膏すべし 二八 凡そ主に居べし其顯現時に我儕懼ることなく其
 假なし爾曹の教る如く恒に主に居べし 二九 小子ハ恒に主に居べし其顯現時に我儕懼ることなく其
 降臨時に其前に恥ること莫らん爲なり 二九 爾曹ハ主の公義を知に由て公義を行ふ者の皆主の生さざるを
 亦さる也

一 なんぢら觀よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜ふ何等の愛ぞ世ハ父を識す

これに由て我儕をも識ざる也 二 愛する者よ我儕ハ神の子たり後いハ未だ露れず其現れん時にハ必ず神に
 肯んこを知らしめ我儕の眞狀を見れば也 三 凡そ神に由る此望を懐く者ハ其潔く如く自己を潔
 す 四 罪を犯す者ハ律法を犯す罪ハ即ち律法を犯すこと也 五 我儕の罪を除かんガ爲に主の現れ給ひしことハ
 爾曹の知ることあり彼また自ら罪を犯し 六 凡そ彼に居る者の罪を犯す者ハ未だ彼を見ず未だ彼を
 識ざる也 七 小子よ人に惑さるること勿れ義を行ふ者ハ義人なり即ち主の義なるガ如し 八 罪を犯す者ハ惡者
 り出そハ惡者ハ始より罪を犯せばなり 神の子の顯るハ惡者の工を毀たんガ爲なり 九 凡そ神に由て生る者
 ハ罪を犯さず蓋神の種その衷に在に因かれ亦罪を犯すこと能はず蓋神に由て生るれば也 十 是に由て神の子
 さ惡魔の子とハ明かに著る 凡そ義を行はず其兄弟を愛せざる者ハ皆神より出しに非ず 十一 我儕の互に相
 愛すべしハ爾曹の始より聞し所の命令をり 十二 カインに效ふこと勿れ彼ハかの 惡者より出し者にて其弟
 を殺せり何故これを殺し己の行し所ハ惡く弟の行し所ハ義かりしに因 十三 わが兄弟よ世な
 んぢらた憎むことも 駭くも 勿れ 十四 われら 兄弟を愛するに因すて死を出て生に入しことを自らし兄弟
 を愛せざる者ハ死の中に居 十五 凡そ兄弟を憎む者ハ即ち人を殺す者なり 凡そ人を殺す者ハ窮なき生命その
 衷に存こなし此ハ爾曹の知ること也 十六 主ハ我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛さるべき事を知たり我儕
 また 兄弟の爲に生を捐べし 十七 世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惡魔の心を閉る者ハ何て神を愛す
 るの愛その衷に存んや 十八 小子よ我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行さ實さを以てすべし 十九
 是に由て我儕眞理より出しを知かつ我儕心を主の前に安んずべし 二十 我儕が心もし我儕を責ハ神ハ我儕が
 心より大なるにより凡の事を知給はざるを以て愛する者よ我儕が心みつから責ること無ハ神に向て憚
 る所なかるべし 二三 且われらガ凡て求る所ハ彼より受そハ其 誠を守りて其悦び給ふ所を行ハベ也
 二三 この 誠ハ即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我儕に命ぜし如く互に相愛すること也 二四 神
 の誠を守る者ハ神に在り神も亦われに居われら其賜ふ所の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り

一愛する者よ凡の靈を信する勿れその靈神より出るや否を試むべし多の偽預言者いで世に入り
 二凡そイエスキリストの肉體となりて臨り給ることを認むす靈の神より出これに由て神の靈を知べし三凡
 そイエスキリストを認むる靈の神より出るに非ず即ちキリストに敵する者の靈なり此者の將に來ら
 ざる事ハ爾曹が聞る所なり今既に世に居り四小子ハ爾曹の神より出また彼等に勝ることを得たり蓋なんぢら
 の衷に居るものハ世の衷に在る者より大なるに因て也五彼等は世より出た者されば其いふ所も世より出た者の
 言べき事にして世人は之に聽り六我儕ハ神より出たり神を識ものハ我儕にきく神より出ざる者ハ我儕に聽す
 是に由て眞理の靈と迷謬の靈とを知らり七愛する者よ我儕互に相愛すべし愛ハ神より出れば也八そ
 愛ある者ハ神に由て生れ且神を識るなり八愛なき者ハ神を識す神ハ即ち愛なれば也九神ハその生給へる獨子
 を世に遣へし我儕をして彼に由て生を得しむ是に於て神の愛われらに顯れたり十われら神を愛するに非ず神
 われらに愛し我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の祭物とせり是すなはち愛なり十一愛する者よ此の如く神
 われらに愛し給へば我儕も亦たがひに相愛すべし十二未だ神を見し者なし我儕もし互に相愛せば神われらの
 衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す十三かれ已に其靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に居かれ
 の我儕に居ることを知十四父に其子を遣して世の救主と爲り我儕すて之を見たり今その證を作せり十五
 凡そイエスを神の子なりと認む者ハ神に居り十六我儕の爲に神の有る愛を我儕すてに知て
 信す神ハ即ち愛あり凡そ愛に在る者ハ神に在り神また彼に居り十七此の如く我儕の愛を全備を得て朝日に
 なからしむ蓋主の如く我儕世に在る者ハ十八愛の中に懼あることなし全き愛ハ懼を除く十九我儕ハ苦を有り
 凡そ懼る者ハ愛を全備せざる也十九われら神を愛するに彼ら我儕を愛するに因り二十もし我ハ神を愛す
 と言て其兄弟を憎む者ハ是誠者なり既に見ざるもの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何て愛せん乎
 二一神を愛する者ハ亦その兄弟をも愛すべし此誠ハ我儕彼より授られたり
 一凡そイエスをキリストと信する者ハ神に由て生れたる也はよそ之を生者を愛する者ハ亦その生

る所の者をも愛する也二我儕もし神を愛して其誠を守らば此に由て我儕神の兒女を愛する事知三神の
 誠を守るは是すなり神を愛する也その誠ハ離れず四凡そ神に由て生る者ハ世に勝我儕をして世に
 勝しむる者ハ我儕が信あり五誰か能世に勝んイエスを神の子と信する者に非ずや六神の子ハ水と血をもて
 臨り即ちイエスキリストなり惟水のみならず水に又血を兼七證を爲す者ハ靈あり靈は眞實なれば也八證を作
 るものハ三すなり靈と水と血との三の者の歸する所ハ一なり九我儕もし人の證を受ける時ハ神の證ハ更に大
 なるべし神の證ハ此なり即ち其子の爲に作る證なり十神の子を信する者ハ其衷に此證あり神を信せざる者
 ハ神を誑者とす蓋神のその子の爲に證せる證を信せざれば也十一神ハ窮なき生をもて我儕に賜ふ此生
 ハ乃ちその子に在り其證なり十二神の子をもつ者ハ生を有る者ハ生を有る者ハ生を有る者ハ生を有る者
 の名を信する爾曹に此等の事を書贈るハ爾曹に窮なき生ある事を知しめんが爲なり十四凡て我儕神の旨に
 合へる事を求む彼があらす聽ん是われら彼に向て篤く信する所なり十五凡て我が求る所を彼の聽こざる者
 ハ我が求る所を彼に得ることを亦もる也十六もし人その兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ば祈りて死に
 至らざる罪を犯す者に生を予ふべし死に至る罪あり我れが爲に祈れと言す十七凡ての不義ハ罪なり然ど死
 に至らざる罪あり十八凡て神に由て生れたる者の罪を犯さざる事を我儕ハ神に由て生れたる者ハ自ら
 守る惡者これに觸ることを爲さる也十九我儕ハ神につき舉世ハ惡者に服するを我儕ハ知二十また神の
 子すべに來り我儕ハ眞理者ヲ識の智慧を我儕に賜るを知われら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに
 在かれハ乃ち眞神また永生なり二小子ハ爾曹みづから慎みて偶像に遠かれアメン

新約全書使徒ヨハネ第二書

新約全書使徒ヨハネ第二書
 長老選を蒙れるクリヤと其子等に書を贈る我誠ニ爾曹を愛す第我のみならず凡そ眞理を識る者ハ亦
 みな爾曹を愛せりニ爾曹を愛するハ是われらの衷に在て恒に離れざる眞理に緣てなりニ爾曹ハ眞理を愛せり
 居て神すなはち父および父の子イエスキリストより恩寵と慈悲と平康とを受へし○われ爾の子等の中わが
 受し所の父の命のこゝろ眞理に違ひて行む者の有を見て甚だ喜べり五クリヤよ我いま爾に勸む互に相愛す
 べし此ハ新しき誠を書贈るに非ず即ち始より我儕の有る所の者なり六われら彼の誠に違ひて行むハ是
 すなはち愛なり爾曹が始より聞し如く愛に行むハ是乃ち誠ありそハ惡に誘ふ者おほく世に出イエスキ
 リストの肉體を爲て臨り給へることを認はさず此惑に誘ふ者ハ乃ちキリストの敵なれば也入るんぢら我
 儕が勸勞し所の事を虚くせず全き賞を得んが爲に自ら慎むべし九凡そキリストの教に居すして人を導く
 者ハ神を有すキリストの教に在る者ハ父および子を有り十人もし此教を有すして爾曹に來らば之を家に納
 ること勿かれ彼に安かれと言ふかれ十一彼に安かれといふ者ハ共に其惡行に與する也○十二我なほ多
 あれども紙と墨とを以て爾曹に書おくるを欲す我儕の喜樂の充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんこと
 を望む十三爾の姉妹すなはち選を蒙れる者の兒女なんぢに安を問リアメン

新約全書使徒約翰第二書終
の事につきて隆んに又康強ならんことを我れがふ兄弟來りて附が眞理を有ること即ち附が眞理に行

新約全書使徒約翰第二書終

新約全書使徒約翰第二書終
長老愛するがヨス即ち我れ誠にあらずる所の者に我れを贈る二愛する者よ附が眞理の隆んる如く爾すべて
の事につきて隆んに又康強ならんことを我れがふ兄弟來りて附が眞理を有ること即ち附が眞理に行

新約全書使徒約翰第三書終

新約全書使徒約翰第三書終

イエスキリストの僕エダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すばは父なる神に愛せられ且イエスキリストの爲に守らるる衆人に贈る三願の爾曹に慈悲と平康と仁愛の増んことを○三愛する者よ我心を熱して共に與る所の救の事を爾曹に書なくらんと思ひたりしが今なんぢらに書を贈りて聖徒にたゞび傳られし信仰の道の爲に力を盡して戦はん事を爾曹に勸ざるを得ず日その神を敬はす我儕の神の恩を易て色慾を放縱にするの縁さし惟一の主なる神と我儕の主イエスキリストを棄るもの數人潛に教會に入られたる者らに彼等が此審判を受るとに定られたる事ハ昔より預じめ録されたり五まんぢら素より知る事なれど我なほ爾曹に憶起させんとする事ハ主その民をエジプトの地より救出ししの信ぜざる者を滅ぼし給ひし事と六己が本位を守らずして其住る所を離れたる天使を限なく撃て大なる日の審判まで幽暗の中に守り置たまひし事とセソドムゴモラ及び其比隣の邑に於て同く奸淫をなし且男色を行ふにより限なく火の罰を受け鑑戒に立られし事となりハこの夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を藐忽し辱者を誇り九それ天使の長ミカエル惡魔とモーセの屍を争ひ論ぜしとき彼なほ之を勝りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り然るに彼等ハ知ざる所の事を誇り其本性たる所ハ無知識の知ること同く彼等ハ之を以て己を亡せり十一禍なる哉彼等ハカインの途にゆき利の爲にメラムの迷謬に馳またコラの逆ひし如して亡びたり十二彼等ハ爾曹の愛の筵席の磐なり憚る所なく同に其筵席に與りて自己を養へり彼等ハ風に逐るる雨なき雲枯て再われ根を拔るる果のなき秋の樹十三その穢を湧出す海の猛浪道をはられたる星をりて爲に暗黒を限なく留置れたり十四アダムより七代に當れるエノク此輩の事を預言して曰けるハ觀よ主其聖萬軍と偕に來りて十五衆人を鞠きて神を敬はざる者の神を敬はずして行ひし惡行と神を敬はざる罪人の主に逆ひて語れる諸の惡言を責給ふべしと十六此輩ハ怨言の足を知らざる者ものれ

の使徒等の遺に語りし言を憶起すべし十八 即ち爾曹に語ていふ末期に戯謔者も一り己が横逆なる怒に
従ひて行んば十九 彼等自ら區別をなす者また肉に屬る者にして靈のなき者なり二十 愛する者も爾曹その徳
を至潔き信仰の上に建て聖靈に感じて祈りニ一 自己を守りて神の愛の中に居われらの主イエスキリストの
永生を賜ふ其矜恤を待べし三 彼等のうち或者は論じて口を噤しめ三 或者は火より取出して
救ひ或者を畏懼を以て憐むべし其惡肉の慾に染たる衣までも惡むことなせよ四 我儕の救主なる獨
一の神すなはち爾曹を贖かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其榮光の前に立ことを得しむる者ハ世の始
の前より今また後世も永遠われらの主イエスキリストに由て榮光と大能と權を有る給ふなりアメン

新約全書ヨハ子黙示録

新約全書ヨハ子黙示録

新約全書ヨハ子黙示録
一此イエスキリストの黙示すなはち神彼をして迅速に起るべき事を彼の僕等に示さしめんとして彼
に賜ひし所なりイエスキリスト其使を以て僕ヨハ子に之を贈り示し給へりニヨハ子神の道とイエスキリ
ストの證と其凡て見し所のものとを證す三三の預言の書を讀者之を讀て其中に記しある所を守る人々ハ
福なり蓋時近ければ也四ヨハ子昔をアシアにある七の教會に贈る願くは今在し昔しを在し後在し者ハ
よび其寶座の前の七の靈五及び忠信なる證者死の中より首に生れし者天下の諸王の君たるイエスキリス
トより爾曹恩寵と平安を受ふ願くは我儕を愛し其血を以て我儕の罪を洗潔め六我儕をして王となし祭司と
爲てその父の神に屬しむる者に榮光と權力世々窮なく有んことをアメン七視よ彼は雲に乘りて來る衆
の目かれを見ん彼を刺する者も亦これを見べし且地の諸族これが爲に哀哭んアメン八主たる神ハ給へり我
ハアルマ也オメガナリ始めなり終なり今あり昔あり後ある全能の者なり九我ヨハ子即ち爾曹の兄弟あ
んちらこ 患難を共にしイエスキリストの國および其忍耐を共にする者爾に神の道とイエスの證の爲にマ
トモンといふ島に居て十主の日に我靈に感じて籤の如き大なる聲の我後に在を聞り十一云く爾の見こ
るを書に録して之をアシアに在エペソスマルナメルガモテアテラサルテスヒラデルヒアラオデキヤの七
の教會に贈るべし十二われ身を轉して我に語る聲を觀んこし既に身を轉せば金の七の燈臺十三又其七の
燈臺の間人に子の如き者あるを見たり其身に足まで垂る衣なき胸に金の帯束れ十四首と髪とハ白
く羊の毛の如く雪の如く目ハ火燄の如し十五足ハ鐵に燒る眞鍮の如く聲ハ大水の響の如し十六右の手に
ハ七の星をもち爾刃の利劍その口よりいで面ハ甚しく輝く日の如し十七我これを見しとき死る者の如く
其足下に仆れたり彼右の手を我に接て曰けるハ懼るる勿れ我ハ首先あり末後あり十八我は生者なり前に
死しことあり視我ハ世々窮なく生んアメン我ハ陰府と死との輪を持ち十九なんぢ見し所および今ある所
のこと後ある所の事を録すべし二十其爾が見し所の我が右の手の七の星また七の金の燈臺の奧義なり七の

星の七の教會の使者の七の星の教會なり
 一の如く言ふに三日われ爾の行爲を苦く忍耐す爾が惡人を容る能ざるを爾が眞に夫の自ら使徒なりと稱す
 實の使徒に非ざる者を試みて其妄言を見あらはしし事三爾が忍耐する事と我名のたゞに患難を忍び
 て格ざりし事とを知らず我らに責むべき事あり爾初時の愛を離れたり五なんど何處より墮しを憶ひ
 悔改めて初の工を行へ然すして爾もし悔改めずば我なんちに到り爾の燈臺を其處より取除かん大然
 ども爾に一の取べき事ありニコライ宗の人の行爲を惡むとなり我も之を惡めり七耳ある者の諸教會
 會にいふ所を聽べし勝をうる者に我神の樂園にある生命の樹の實を食ふ事を許さん〇八なんち又スムル
 ナの教會の使者に書くるべし首先未後のもの死てまた生たる者かくの如く言ふ九曰われ爾の行爲を苦
 難を嘗て之をなさる資乏の難に爾の富り我また夫の自らエダヤ人なりと稱す實は非ざるサタンの會の者の
 演の言を知り十なんち將に受んさする苦を懼る勿れ惡魔まさし爾曹の中の者を獄に入て爾曹を試みん
 ず爾曹十日のあひだ患難を受べし爾死に至るまで忠信なれば我生命の冕を爾に賜へん十一耳ある者
 ハの諸教會にいふ所を聽べし勝を得もの第二の死の禍害を受す〇十二爾ハルガモの教會の使者に
 書くるべし爾の利劍をもつ者かくの如く言ふ十三曰われなんちが住處ハ即ちサタンの座位のある
 所なり爾ハ固く我名を保つ替て我忠信の證人アンテメス爾曹の中サタンの住するに於て殺されし時に
 も爾わが道を棄ざりし十四然ども我なんちに數件の責むべき事あり爾曹の中バラムの教を保つ者あり先にバラ
 ムバラクに教て 磁物をイスラエルの民の前に置しむ即ちバラクをして彼等に偶像に獻し物を食はせ奸
 淫を行はしめたり十五また爾曹の中にニコライ宗の教を保つ者あり此教ハ我ら惡む所なり十六なんち悔
 改めし然らば我迅速に爾に到り我が口の劍をもて彼等を戰へん十七耳ある者ハの諸教會にいふ所を
 聽べし勝をうる者に我職しあるマナを手へん亦白石の上の新しき名を記して之を手へん之を受る者の外

此名を知ものし〇十八爾ハテラの教會の使者に書くるべし神の子その自ハ火燭の如く其足ハ眞
 金の如なる者かくの如く言ふ十九曰われ爾の行爲を愛し情仰と服従と忍耐とを知らぬ爾の後に爲し工は始
 めの工より多しを知らぬ二十然ども我なんちに責むべき事あり爾ハの自ら預言者なりと稱す我が僕を教
 れを慈し慈淫を行はせ偶像に獻し物を食しむる 婦イエザベルを容れり二われ曾て此婦に悔改む
 べき機を予たれど其奸淫を悔改ることを爲ざりき三我われを牀に投入ん又われ淫する者も若その
 行を悔改めずば我これを大なる苦難の中に投入ん三また死をもて彼の婦の兒女を殺さん之に因て諸教
 會ハ我が人の心腸を察り爾曹各々の行に 猜ひて報を爲すことを知ん四我ハの餘のラテラの人いま
 だ此教を受す所謂サタンの典義を未だ識ざる爾曹に言われ他の任を爾曹に負せし五只なんちら有さる
 の者を我いたる時まで固く保つべし六勝を得て終に至るまで我が命を以て守る者に我諸邦の民を治
 むる權威を賜へん七彼ハ鐵の杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦の器の如く碎かん我わが父より受たる
 權威の如し八我また彼に曙の明星を賜へん九耳ある者ハの諸教會にいふ所を聽べし
 爾ハサルテスの教會の使者に書くるべし神の七の星を持す七の星を持もの此の如く言ふ曰わ
 れ爾の行爲をしる又なんちに生る名ありて其實ハ死るとを知らんなんち目を醒し幾死んさする殘情を壓
 せよ我なんちの行爲の我神の前に全きを見ざる也三是故に爾が受たるところ聞たる所を憶起これを守りて
 悔改めよ若し目を醒し居すば我盜賊の如く爾に到らん爾わが何の時なんちに到るかを知ざる也四然ども
 サルテスになほ數人いまだ其衣を汚さざる者あり彼等ハ白衣をきて我と共に行まん彼等ハ熱するに足
 もの也五勝を得ものハ白衣を着られん我その名を生命の書より塗抹す又わが父と其使等の前に彼が
 名を言陳ん六耳ある者ハの諸教會にいふ所を聽べし〇七爾ヒラテラヒアの教會の使者に書くるべ
 し聖もの誠ある者ハビデの輪をもつ者かれ爾が誰も關ること能はず彼爾れハ誰も關ること能はず此者かくの如
 く言ふ八曰われ爾の行爲をしる視よ我が門を爾の前に開けり之を關ることを得る者なし蓋なんち少く力あ

りて我言を守り我名を棄されば也九夫の自らエダヤ人と稱て實は非ず唯虚言をいふサタンの會の或者なして我これを爾の所に來らしめ爾の足の前に伏しめ我なんぢを愛せしことを知しめん十爾わが忍耐の言を守しにより我も亦なんぢを守りて地に住人を試みんが爲に全世界に臨んとする試煉の時に之を免れしむべし十一われ迅速に來らん爾が有さざるの者を堅く保ちて爾の冕を人に奪るることを勿れ十二勝をうる者を我神の殿の内の柱をさん此より再び出ることをし我また我神の名と吾神の京城すなはち天より我神の所より降る新しきエルサレムの名をよび我が新しき名を之に替さん十三耳ある者ハ爾の諸教會に言をこるを聽べし十四爾ヲオテキヤの教會の使者に書贈るべしアメンたる者忠信なる眞實の證者神の造化の始をる者ハ爾の如く言をこす十五曰われ爾が冷かにも有す熱も有さること爾の行爲に由て知り我なんぢが冷かなるか或ハ熱からん事を願ふ十六爾すてに温然して冷かにも有す熱くも有す是故に我なんぢを我が口より吐出さんとす十七なんぢ自ら我が富かつ豊になり乏き所をしと稱て實ハ憐るもの憐むべき者また貧く賢ひ裸體なるを知らざれば十八われ爾に勸なんぢ富をなさんために我より火に燬たる金を買また己が裸體の恥の露れさらん爲に白衣を買て纏へ又見よことを得ん爲に目薬を買て目にぬれ十九凡て我が愛する者ハ我これを責め之を懲す是故に爾勸て悔改めよ二十視よ我戸の外に立て叩もし我聲を聞て戸を開く者あらば我その人の所に就ん而して我ハその人さ偕に其人ハ我さ偕に食せん二十一勝をうる者ハ我を勝りて我父さ偕に其寶座に坐するが如く我さ偕に我が寶座に坐することを許さん二十二耳ある者ハ爾の諸教會に言をこるを聽べし

一此後われ見しに天に門開けありたり我が初に開る所の我に語たる獄の如き聲また我に語て曰こ
こに上れ我の此ち起るべき事を爾に示さん二われ直に霧に感じ天に一の寶座設ありて其寶座の上に坐する者あるを見たり三その座する者の貌ハ金剛石赤瑪瑙の如く且その寶座の四圍に緑の玉の如き虹あり日その寶座の四圍に又二十四の寶座あり二十四人の長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐

するを見たり五その中央の寶座の中より閃電迅雷もよび許多の聲いづ又その寶座の前に燃れる七の燈火あ
り是神の七の靈なり六寶座の前に水晶に似たる玻璃の海の如きものあり寶座の正面とその四圍に四の活
物あり前後左右の如しハ二の四の活物の如く六の翼あり其内外もくく目なり此もの夜る靈
息すしていふ聖かな聖かな聖かな昔に在し今在し後います主たる全能の神と九の活物寶座に坐する所の世
世窮なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時二十四人の長老寶座に坐する者の前に伏すの世々窮
なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投出し曰ける二十一主ハ爾は榮と尊貴と權威を受べき者なり爾
ハ萬物を造り萬物ハ爾の意旨に由て有ら且造られたり

一我また寶座に坐する者七の印にて封印せる内外に文字ある巻を其右の手に持るを見たり二
我また一人の強き天の使大なる聲を發して誰か此巻を開き封印を解に堪る乎三宣傳るを見たり三
然るに天にも地にも地の下にも此巻を開き又これを見よを得る者なし四一人として此巻を開き又
これを見に堪る者なきが故に我甚だしく哭り五彼の長老の一人われに曰けるハエダの支派より
出たる獅子ダビデの根すてに勝を得たれば此巻を開き又この七の封印を解六ことを得たり六われ寶座あ
び四の活物のあひだ長老等の間に七立たるを見たり此七巻を解き又この七の封印を解八ことを得たり六われ寶座あ
角七の目あり此目ハ全世界に遣はす神の七の靈なり七の長老の一人われに曰けるハエダの支派より
我を取り八巻を取るべき四の活物もよび二十四人の長老の一人われに曰けるハエダの支派より
羔の前に俯伏したり此香ハ聖徒等の祈禱なり九の長老たち新しき歌を唱ひひけるハエダの支派より
その封印を解に堪る者なり蓋なんぢ曾て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖ひて神
に歸せしめ十且我儕の神の爲に我儕を王となし祭司と作給へば也われら地に王たるべし十一我また見しに寶
座と活物もよび長老等の四圍に衆の天の使の聲あるを聞り其數千々萬々十二われら大聲に曰けるハエ

諸王の事を預言す。一、われ杖の如き葦を予りたり。天使われに曰く、起て神の殿を香壇並に其處にて拜する者。度れ、二殿の外に庭の遺して度る可らず。これを異邦人に予へ給ひたれば也。四十二ヶ月のあひだ聖城を蹂躙さん。三我わが二人の證者に能く予ん彼等麻の衣を着て千二百六十日の間預言す。一、彼等の地を宰する主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺なり。五もし彼等を害はんとする者あれば、火その口より出て其敵を滅すなり。若し彼等を害はんとする者あれば、此の如く殺るべし。六、われら預言する間、天を閉て雨を降さらしむるの權を有り、赤水を血に變らしめ且その心の任に幾回にても各様の災殃を以て地を撃つ。權を有り七、彼等が其證をなし、學んでき底なき坑より上る獸ありて之を戰をなし、勝て之を殺さん。八、その屍ハ大なる色の衝にあり、此邑を警てソドムと名け亦エジプトと名け、即ち主の十字架に懸られ給ひし所なり。九、諸民、諸族、諸音、諸國の者三日半の間、かれらの屍を見かつ其屍を墓に葬るとを許さず。十、地にすむ者等、かれらの死しに因て喜び、樂み互に禮物を贈答せん。蓋し二人の預言者地に住むもの之苦めたれば也。十一、三日半のち生の靈神より出て、彼等の中に入られ、起て其足を立し。かべを見もの大に懼たり。十二、われ天より大なる聲ありて、此に昇れと、彼等に言を聞り、彼等雲に乗て天に昇れり。其敵これを見たり。十三、この時に大なる地震ありて、邑の十分の一傾れ、此地震の爲に死し者七千人。遺れる者等ハ大に懼れ、榮を天の神に歸せり。十四、第二の禍す。去り第三の禍、速に來らん。十五、第七の天使、鐵を吹し、天に大なる聲ありて曰く、世の諸國の國ハ我儕の主よび主のキリストの國を爲り、キリスト世々第、治め給はん。十六、神の前に在て位に坐し居たる二十四人の長老、俯伏して神を拜し、十七、曰く、今在し昔し、在す全能の主たる神よ、我儕感謝す。爾すてに大なる權を執て、政事を施し給ふに因、十八、諸國の民怒を懷けり。爾の怒も亦至れり。且死し者を審判して、爾の僕も亦預言者及び聖徒あらびに、大さ小との別なく、其名を懼る者、に賞を予へ地を亡す者を亡し給ふ時、既に至れり。十九、時に神の殿天に開け、殿の中に神の約束の櫃みゆ、又閃電と聲と迅雷とよ

び地震と大なる雷と有き。一、愛に大なる異象天に現はる一人の婦あり、日を著月を足の下に、ふみ首に十二の星の冕を戴り、二、彼すてに孕み居しが、子を産んとして、甚く苦み泣叫べり。三、また一の異象天に現はる一條の大なる赤龍あり、之に七の首と十の角あり、其七の首に七の冕を戴けり。四、その尾にて天の星三分の一を曳、これを地に墮せり。此龍子を産んとする婦の前にたち産を待て、其子を食んす。五、婦、男子を生り、其子の杖をもて萬國の民を主理らん。六、神其寶座の下に坐せられたり。六婦のがれて野に往り、神そにて彼を千二百六十日のあひだ食しめん爲に、備給へる一の所あり、七、斯て天に觀起れり。カエルその使者を率て龍と戰ふ龍も亦その使者を率て之と戰ひしが、入勝とさ能す。且再び天に居、こを待す。九、是に於て此大なる龍すなわち惡魔と呼れ、サタンと呼る者、全世界の人を惑す。老蛇地に逐下さる。其使者も亦こもに逐下されたり。十、天に大なる聲あるを聞り曰く、我儕の神の救と能力と、其國と神のキリストの權威、今すてに至れり。蓋われらの神の前に、夜畫われらの兄弟を訴ふる者、既に逐下されたり。十一、我儕の兄弟ハ、羔の血をよび己が證せし所の道に因て之に勝り、彼等ハ死に至るまで、其生命を惜ざりき。十二、是故に天と天に居る者ハ、喜べ地と海ハ、囀る。彼そハ惡魔の、時の幾時も無なし。大なる怒を懷て、爾會の所に下れば也。十三、龍もの、既に地に逐下されしを見て、彼の男子を生る婦を警せり。十四、この婦、大なる鷹の二の翼を予られ、野に飛て己が所に至り。其處にて、此を避、一年と二年と半年のあひだ、養はれたり。十五、蛇その口より水を呑せり。十七、龍婦を怒りて、その餘の兒女す、導さんさせり。十六、地婦を助け、口を啓て龍の口より吐たる水を呑せり。十七、龍婦を怒りて、その餘の兒女す、なほ神の誠を守り、イエスの證を有つもの、と戰はんとて往り。一、われ海の上立て一匹の獸の海より出るを見たり。二、七の首と十の角あり、其角の上十の冕を戴き、其首に管妄の名を書せり。三、我が見し所の獸、その形ハ豹の如く、其足の如く、其口の如く、獅子の口の如く、龍ものれの能力と、座位と大なる權威を之に予たり。三、我この獸の一の首、傷を受けて、死ん

さする状なるを見たり其死んさする状なりし傷愈げれば全世の人これを奇として従へり龍その權威を
 手にしに因て人々龍を拜し又その獸を拜し曰ける誰の此獸の如き者あらんや誰の之を交戦をなし得ん
 の有る乎五の獸大なる言さ謂言をいふ口を予られ又四十二ヶ月のあひだ勳をなすべし龍を予ち
 る大のれ口を啓て神を誦し其名を其事屋らよび天にすむ者等を誦せり七の聖徒等と戦ひ之に勝つを許さ
 れ又諸族、諸民、諸音、諸國を宰する權威を手られたり地に住る凡人の人類も世の始より殺され給ひ
 し龍の生命の冊に其名を録されざる者等此獸を拜せん耳ある者之を聽べし凡そ人を處にする者
 は己また處せられ刀にて人を殺す者己また刀にて殺さるべし聖徒の忍耐と信仰と茲に在○十一我また一
 匹の獸の地より出るを見たり之の角ありて龍の角の如し且その言ふ龍の如し十二の獸先の獸の
 前にて先の獸の凡の權威をさり地さ其上に住る者をして先に死んさする状なりし傷の愈たる獸を拜せしめ
 たり十三また大なる奇徴をなし人々の前にて火を天より地に降し十四且その權を得て獸の前にて奇
 徴を以て地にすむ者か欺き彼等に語りて彼の刀傷を受けては活る獸の像を作らしむ十五彼の獸の像に生
 命を手へ之をして言ふ十三を得し又その像を拜せざる者悉く之に殺さるの權を手られたり十六
 れ衆人をして大小、貧富、自主、奴隷の別なく或の右の手或の左の手に印誌を受しむ十七印誌すなはち獸の名
 あらざる者あるひ其名の數あらざる者凡て貿易する事を得ざらしめたり十八此獸の數目の義を知もの
 智慧あり才智ある者此獸の數を算し獸の數八人の數あり其數六百六十六なり
 十九の父の名を書せり二われ天より聲あるを聞り衆の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞し此聲の響を彈
 者の響をひく響の音あり三かばら新しき歌を寶座の前らよび四の生物も長老等の前にて歌ふ此獸の顯る
 ることを得て地より來れる十四萬四千人の外へ學得べきも四彼等の婦女と交りて其身を玷ざる潔者な
 り且龍の往くる何處にても之に従ふ彼等八人の中より贖出されたる者にて神と龍に欺し初

果ありまその口誦言さし彼等の疵なき者也○六我また一人の天使の發着の中央を飛を見たり彼地に
 む者即ち諸國、諸族、諸音、諸民に宣傳し爲に永遠ある所の福音を携へ七大なる聲にて曰ける八神
 を畏れ榮え之に歸せ蓋神の審判し給ふべき既に至ればなり天地海及び水の源を造り給ひし者を拜せん
 また一人の天使そのわきに從ひ往て曰ける九大なるペピロンへ傾たり傾たり彼の好淫に因てする怒の
 酒を萬國の民にも飲しめたり十第三の天使使かれらの後に從ひ往て大聲に曰けるハ若し飲さ其像を拜し其
 印誌を額あるひ手に受る者あらハ十必ず神の怒の酒を飲ん即ち神の怒の杯に物を雜すして對る者也また
 聖天使使たち及び羔の前にて火を硫磺を以て苦めらるべし十一その苦めらるる烟上に騰て盡る時な
 し獸と其像を拜する者また其名の印誌を受る者ハ夜晝安からざるなり十二神の誠とイエスを信する信仰
 を保つ聖徒の忍耐と茲に在十三われ天より聲ありて我に言ふを聞り曰さんち此言を書せ今より後主に在て死
 ん死人ハ福あり靈も亦いふ然かれらハ其勞苦を止て息ん其功これに隨はん○十四われ觀しに白雲あ
 り其雲の上に人の子のさきもの首に金の冕を戴き手に利鎌を持て坐せり十五また一人の天使使殿
 り出大なる聲にて雲の上に坐する者に曰けるハ刈時すでに至れり地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入れて刈
 十六雲の上に坐する者その鎌を地に入れれば地の穀物刈取れたり十七また一人の天使使天にある殿より
 出かれも亦利鎌を持ちテ又一人の火を掌る權威を有る天使使壇より出大なる聲にて利鎌を
 持る者に曰けるハ地の葡萄すでに熟したり爾の利鎌を入れて葡萄の球を刈取れ十九天使使その鎌を地に入
 地の葡萄を刈取めて神の怒の大なる醃に投入たり二十城外にて此醃を踐しに血醃より出て馬の
 蹄に達しに至り廣れること七十五里に及べり
 二十一我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり七人の天使使最後の七の災殃を持ち
 神の怒の此にて盡る也二我また火の雜たる玻璃の海の如ものを見たり且獸と其像らよび其名の數に勝たる
 者神の琴を執て此玻璃の海の上に立るを見たり三かれら神の僕モーセの歌と龍の歌を誦て曰けるハ主

全能の神をんぢの行爲が大なるかな妙あるか萬民の王よ爾の道に義なるか誠なる哉主よ誰の爾を畏
 さらんや誰の爾の名を崇さらんや唯をんぢ聖し萬國の民なんぢの前に來りて拜せん爾の義き行爲すでに顯
 れたり○五此後われ觀しに天にて證の幕屋の殿闢たり六七の災殃を持する七の天使潔にして光ある布な
 き胸に金の帯を束れて此殿より出七四の活物の一七の七人の天使に世々窮なく在す神の怒を盛る金の
 金梳を予ふ八神の榮光と權力より出る煙殿に滿たり七の天使の持する七の災殃の畢まで殿に入こを傳
 者なし

一我また殿より大なる聲いで七の天使に語るを聞り曰く往て神の怒を盛る七の金梳を地
 傾けよ二第一の使者ゆきてその金梳を地に傾けよ其の印諺ある人其像を拜する人に惡かつ苦痛の
 物生たり三第二の使者その金梳を海に傾けよ海に死し者の血の如くなりて海にある活物みな死たり四
 三の使者その金梳を河らよび水の源に傾けよ其の水みな變て血と爲り五われ水を掌る天使の云る
 言を聞り曰くいま在し昔し在于聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て義なり六なんぢ聖徒と預言者
 の血を流しよ彼等に血を予て飲しむ彼等ハ之を受べき者なり七我また聲ありて祭壇より出るを聞り曰く然
 り主たる全能の神よ爾の審判ハ正かつ義なり八第四の使者その金梳を太陽の上に傾けよ太陽火を以て
 人を焼の權を予られたり九人々大熱に焼れて此等の災殃を掌り給ふ神の名を詈り且悔改めず神に榮
 を歸せざりき十第五の使者その金梳を獸の座の上に傾けよ其國暗なり人みな痛苦に因て其舌を嚙たり
 十一又その痛苦と腫物との故に因て天の神を詈り己が行を悔改めざりき十二第六の使者その金梳を大河
 エブラテに傾けよ其水濁盡たり是東方の諸王の路を備ん爲なり十三我また龍の口と獸の口及び偽の預
 言者の口より蛙に似る三の汚たる靈の出るを見たり十四此ハ惡魔の靈なり異なる跡を行ひて全地の諸王に就
 り彼等をして全能の神の大なる日の戰に集らしむ十五祝よ我盜賊の如して來らん禱程にて行き蓋
 を見るよこ無らん爲に目を醒し衣を着る者ハ福あり十六かの三の靈諸王たちをハズルの音にてハル

メゲドンよぶ所に集たり十七第七の使者その金梳を空中に傾けよ大なる聖天の殿の中なる寶座より
 出て曰けるハ既に成り十八此こそ許多の聲迅雷閃電また大なる地震ありき人の地に出しより以來かくの如
 き大なる地震ありし事なし十九大なる邑三になり異邦人の諸の城傾たり神大なるパピロンを憶起し
 て之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へり二十諸の島は遁去もろくの山ハ見なく爲り二二また
 大なる雷天より人々の上に降り雷轟轟に重き約そ一タラントあり人々雷の災に因て神を詈れり蓋この
 災甚しく大されば也

一七の金梳を持する七人の天使の其一人きたりて我に語て曰けるハ來れ我なんぢに多の水の上
 に坐する大淫婦の審判を示さん二地の王等これ淫を行ひ地に住る者その淫亂の酒に酔たり三われ靈に感じ
 携へられて野にゆき絳色の獸に乗る婦を見たり此獸あまれく體に僭妄の名あり又七の首の十の角あり
 四この婦紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て身を飾り手に懐べきもの及び己の好淫の穢を盛る金の
 杯を持五その額に名を書せり云く與義大なるパピロン地の淫婦と稱むべき者この母大我此婦の聖徒の
 地に酔イエスの證を作し者等の血に酔たるを見たり我この婦を見て大に駭き異めり七天使われに曰け
 るハ爾なにゆる駭くや我なんぢに此婦あよびに乘する七の首の十の角ある獸の與義を語ん入爾が見し獸
 ハ昔には有しが今ハ無のち無底坑より上りて沈淪に往ん世の始より生命の冊に其名を録されざる地に住る
 もの昔にあり今あらす後また出る獸を見て駭かん九爰に智慧の心あるべし此七の首の十の角の十の王なり彼等ハ
 なり十七の王あり其五ハ既に傾て一ハ尙あり餘の一ハ未だ來らず來らば暫く止らん十一昔に在て今
 あらざる獸ハ第八なり即ち七の王より出し者にて終に沈淪に往ん十二爾が見し十の角ハ十の王なり彼等ハ
 未だ國を得ざれども此獸と僭に一時のあひだ王の如き權威を執べし十三彼等ハみな同心にて己が能力
 と權威を彼の獸に予ふ十四われら蓋し戰はん而して蓋これに勝たり蓋諸の主の王の王の
 れと僭にある者ハみな召れ選れたる忠信の者なるに因十五天使また我にいふ淫婦の坐する所の爾が見

し水へ庶民、群衆、諸國、諸音なり、十六爾が見し十の角さ獸ハ夫の淫婦を憎み之をして荒墟のつ裸程に爲しむ又その肉を食ひ火を以て之を焚べし、十七蓋彼等に神の旨に循ふの心を予へ彼等をして心を同しせしめ且神の言の悉く成まで其國を歌に予しめ給へば也、十八爾が見し婦ハ地の諸王に王たる大なる城邑なり

第十八章 一此後われ又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見その榮地を照し輝けり、二此大なる聲にて呼り曰けるハ大なるバビロン傾たり傾たり今惡魔の住處また各様の汚たる靈もよび穢たる憎へ

なる聲にて呼り曰けるハ大なるバビロン傾たり傾たり今惡魔の住處また各様の汚たる靈もよび穢たる憎へ
 三島の巖を爲り三の萬國の民の好淫に因て干る惡の酒をのみ地の諸王の淫をひ地の商賈の淫を
 四我また天より聲あるを聞り曰わが民ハ爾曹の罪に共に與りまた彼の
 災に共に遇ふを免れんが爲その中を出へし五それ彼が罪の積りて天に至り神その不義を心に記給へり六
 七彼が自ら高ぶり自ら奢れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へし八彼の中に謂われハ女王の位に坐す我ハ其婦
 九非ず我の自ら悲哀に遇はざるハ是故に諸の災殃一日の間に彼の身に來らん則ち死、非哀、饑饉なり彼
 十また火にて焚盡されん蓋彼を鞠給ふ主たる神は能力ある者なれば也九彼淫を行ひ彼と共に奢華くらし
 十一地の諸王彼が焚る煙を見て之が爲に哭き哀まん十二の諸王の受る痛苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き
 哉哀き哉大なる巴ビロン堅固なる巴爾が受る審判一時の間に至れり十三地の商賈これ爲に哭
 十四り蓋これらの貨物を買人なれば也十五その貨物の金銀、寶石、眞珠、細麻布、紫にて染し物
 十六絹、緋に染し物各様の香水、象牙各様の器、皿、價貴き木或ハ眞鍮或ハ鐵あるハハ腰石にて作る各様
 十七の器、皿、また肉桂、香料、香、膏、浸藥、乳香、葡萄酒、油、麥粉、麥、牛、羊、馬、車、奴隸も
 十八び人の魂なり十九バビロン爾が心嗜る果穀の熟期すてに過去すへの奢れる華美のもの既に亡ぶ
 十九復これを見ざるへし二十此等の物を取ひバビロンの爲に富を致し者等バビロンの受る苦を畏れ遙に離れ

正て哭哀み曰けるハ十六哀き哉哀き哉細麻布を紫にて染し物と緋に染し物を織ひ金、寶石、眞珠に飾たる大なる城邑、此の如き大なる富一時の間に消滅ん、十七凡の舟長海を航る人々及び舟子
 十八は海に由て生業を作物のバビロンの燃る煙を見るに離れ立て嗚叫ひけるハ何の邑か此大なる邑に比
 十九べし神なんちらの爲に之を審判給へる也二十一人の強き天の使磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰け
 二十一ハ大なる城バビロン此の如く烈しく打仆されて再び興る事あらん二十二バビロン爾の中に琴をひき
 二十三樂を奏し笛をふき箏を鳴す聲重りて聞えず各様の工人重りて見えず磨の音重りて聞えず二十三火燈の光
 二十四れて輝す新耶新婦の聲かされて聞えざるへし蓋さんちの中の商人ハ地の尊貴者なり也また萬國の民も
 二十五んちの魔術に惑はれたれば也二十六預言者聖徒もよび凡て地に在て殺されたる者の血は此邑に見えたり
 二十七有ら給ふ所なり二その審判の直つ義あり蓋神の淫亂に因て世界を汚したる大淫婦を鞠き己の儀容の
 二十八血の報を求て之を罰し給へば也三かれら再ハレルヤと語り淫婦を焚火の煙のほりて世々熄時し二十四
 二十九人の長老もよび四の活物寶座に坐し給ふ所の神を伏拜てアメンハレルヤと言へり五寶座より出てい
 三十神の僕ハ神を畏る者ハ大と小の別なく皆われらの神を讚美すべし大我もはくの人の聲の如く多の水の音
 三十一の如く大なる雷の聲の如き聲を聞り曰ハレルヤ夫主なる全能の神ハ王なりせわれら喜び樂みて神を崇め
 三十二ん蓋蓋の婚姻の期すてに至り其給すてに自ら備をなし畢たれば也八婦ハ潔して光ある細布を衣こ
 三十三を許さる此細布ハ聖徒の義あり九天使われに曰けるハ蓋の婚姻の筈に招れたる者ハ福なりと
 三十四書記せ又われ曰これ神の眞の言なり十我その足下に俯伏して拜せんさ爲ければ彼我にいふ然すべからず
 三十五懼めよ我も爾と同一僕なり亦イエスの證を有つ爾の兄弟と同一僕なり爾た神を拜せよイエスの證を

立つる靈言の靈言を以て審判と戦争を爲せり十二その目ハ火燄の如く其首ハ多の冕を冠れり又録せる名あり彼の外に之を識者なし十三かれ血に染たる衣を纏へり彼の名ハ神の言云云十四天にある諸軍較く輝ける細布を白馬に乗て之に従へり十五彼の口より利劍いづ之を以て列國の民を撃つ鐵の杖を以て列國の民を牧らん彼また全能の神の甚しき怒の辭を踐十六彼が衣と股に録せる名あり曰く諸王の王諸主の主十七我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に飛鳥に大なる聲にて呼曰けるハ爾輩神の大なる筵に集り來り十八諸王の肉將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者の肉および自主奴隷大小の別なく凡の人の肉を食へ十九我がの獸地の諸王および其軍隊の既に集りて白馬に乗る者および其軍隊はんと爲を見たり二十獸の預言者と共に擒にせらる此偽の預言者ハ前に獸の前にて異ある跡を行ひ獸の印誌を受たる者および其録を拜する者を感じし者あり此二のものを生ながら硫磺にて燃る火の池に投入られ三三その餘の者ハ白馬に乗る者の口より出る所の劍にて殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽

立つる靈言の靈言を以て審判と戦争を爲せり十二その目ハ火燄の如く其首ハ多の冕を冠れり又録せる名あり彼の外に之を識者なし十三かれ血に染たる衣を纏へり彼の名ハ神の言云云十四天にある諸軍較く輝ける細布を白馬に乗て之に従へり十五彼の口より利劍いづ之を以て列國の民を撃つ鐵の杖を以て列國の民を牧らん彼また全能の神の甚しき怒の辭を踐十六彼が衣と股に録せる名あり曰く諸王の王諸主の主十七我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に飛鳥に大なる聲にて呼曰けるハ爾輩神の大なる筵に集り來り十八諸王の肉將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者の肉および自主奴隷大小の別なく凡の人の肉を食へ十九我がの獸地の諸王および其軍隊の既に集りて白馬に乗る者および其軍隊はんと爲を見たり二十獸の預言者と共に擒にせらる此偽の預言者ハ前に獸の前にて異ある跡を行ひ獸の印誌を受たる者および其録を拜する者を感じし者あり此二のものを生ながら硫磺にて燃る火の池に投入られ三三その餘の者ハ白馬に乗る者の口より出る所の劍にて殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽

立つる靈言の靈言を以て審判と戦争を爲せり十二その目ハ火燄の如く其首ハ多の冕を冠れり又録せる名あり彼の外に之を識者なし十三かれ血に染たる衣を纏へり彼の名ハ神の言云云十四天にある諸軍較く輝ける細布を白馬に乗て之に従へり十五彼の口より利劍いづ之を以て列國の民を撃つ鐵の杖を以て列國の民を牧らん彼また全能の神の甚しき怒の辭を踐十六彼が衣と股に録せる名あり曰く諸王の王諸主の主十七我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に飛鳥に大なる聲にて呼曰けるハ爾輩神の大なる筵に集り來り十八諸王の肉將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者の肉および自主奴隷大小の別なく凡の人の肉を食へ十九我がの獸地の諸王および其軍隊の既に集りて白馬に乗る者および其軍隊はんと爲を見たり二十獸の預言者と共に擒にせらる此偽の預言者ハ前に獸の前にて異ある跡を行ひ獸の印誌を受たる者および其録を拜する者を感じし者あり此二のものを生ながら硫磺にて燃る火の池に投入られ三三その餘の者ハ白馬に乗る者の口より出る所の劍にて殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽

金剛石の如し十二此に大なる高き石垣ありて十二門あり其門に十二の天使をたり門の上に名を書せり
 イスラエルの十二の支派の名なり十三東に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり北に三の門あり
 石垣に十二の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり十五我に語れる者城と門と石垣とを測ん爲に金の竿
 を持たり十六城の四方にして長と闊と同じ天使の竿を以て城を測しに六百里あり長と闊と共に相等
 し十七又その石垣を測りしに人の度に従へ六百四十四キニトあり人の度は天使の度と同じ十八石垣
 へ金剛石にて築き城の清潔なる玻璃の如き純金にて造れり十九城の基址は各棟の玉にて飾れり第
 一の基址は金剛石第二は碧玉第三は赤玉第四は緑の玉第五は紅の玉第六は瑪瑙第七は黄色の玉第七
 ハ薄き黄色ある玉第八は水色の玉第九は紅の玉第十は珊瑚第十一は深紅の玉第十二は紫
 の玉なり十三十二の門の十二の眞珠なり一の眞珠にて一の門を造り城の衛を澄徹る玻璃の如き純金なり
 三つわれ城の中に殿あるを見ず蓋主たる全能の神ありび羔の殿を造れり也三つまた城に日月の照ることを
 許さず神の榮光これを照し且羔城の月燈されり也四萬の國の民の光に藉て行まん地の諸王のこれ
 の榮を辱貴を以て此城に來らん五その門の終日とす此に夜ある事なし二六萬の民己の榮を辱貴
 を以て此城に來らん七凡て潔らざる者と情なき行を爲もの或は腫をいふ者必ず此に入ることを得ず唯
 羔の生命の書に録されたる者のみ入なり
 八天使の命の水を河を我に示せり其水澄澈りて水晶の如し神の寶座より出
 の衛の中よりび河の左右に生命の樹あり十二種の果を結び一月ごとに結ぶ也其樹の葉は萬國の民を醫す
 べし三重て呪詛あることなし神の寶座そこに在るの僕に事し口も神の面をみ神の名をい
 の樹に在りし五彼處に夜あることなく燈の光と日の光とを用ることなき蓋主なる神の御座に在りて
 也これらハ世々窮なく王たらん六天使また我に曰けるハ信す可して誠實なり預言者の靈魂の
 神なる主速かに成んことを爲し其衆僕に示すために其使者を遣せり七われ速かに至らん此書の預言の

守る者ハ福なり○八我ハ此等の事を見聞せしこと我に此等の事を示せる 天使の
 足下に俯伏して拜せんと爲れり九我にいふ然すべからず慎めよ我ハ爾と同一僕あり亦あんちの兄
 弟ある預言者及び此書の言を守る者と同じ僕あり爾た神を拜せよ十彼また我に曰けるハ此書の預言の
 言を封すること勿れ蓋時近ければ也十一不義者ハ不義なる任にし殺者ハ殺し任にし殺者ハ殺なる
 任にし聖者ハ聖き任にせよ十二われ速かに至らん必ず應報あり各人の行ふ所に循ひて之に報へし十三我
 ハアルメ也オメガあり首先なり末後なり始なり終なり十四その衣を洗ひし者ハ福なり彼等ハ生命の樹の果
 を受ることを得また門より城に入ることを得べし十五大および魔術を爲もの奸淫を行ふもの人を殺すもの偶像
 を拜する者また凡て贖言を好て虚妄を行ふ者ハ城の外に居なり十六我イエスわが使者を遣して此事を爾曹
 諸教會に 證す我ハダビデの根また其苗裔なり我ハ輝く星の明星なり十七曠地新婦といふ來れよ之を
 聞者も來れよハ渴者ハ來るべし願ふ者ハ價なしに生命の水を飲べし十八我の書の預言の言を聞者に
 となす若この書の預言の言に加る者あれハ神の書に録す所の災を以て之に加へん十九若この書の預言
 の言を削る者あれハ神の書をして此書に録す所の生命の樹の果と聖城とに與ること莫らしむ二十此事を
 する者いひけるハ我必らず速かに至らんアメンイエスよ來り給へ三願くハ主イエスの恩寵すべての聖徒
 と共に在んことを

新約全書約翰歌示錄終

明治三十七年三月廿六日印刷
明治三十七年三月卅一日發行
明治四十年十一月一日三版

發行者

兵庫縣神戸市前町十四番屋敷
英國人

エフ、パロツト

印刷者

兵庫縣神戸市加納町三丁目十七番屋敷ノ二

半田研吉

發行所

兵庫縣神戸市前町十四番屋敷

英國聖書會社

印刷所

兵庫縣神戸市元町通二丁目二十四番屋敷

福音印刷會社 神戸支店

明倫彙編 家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

家範典 卷一百一十五

十一

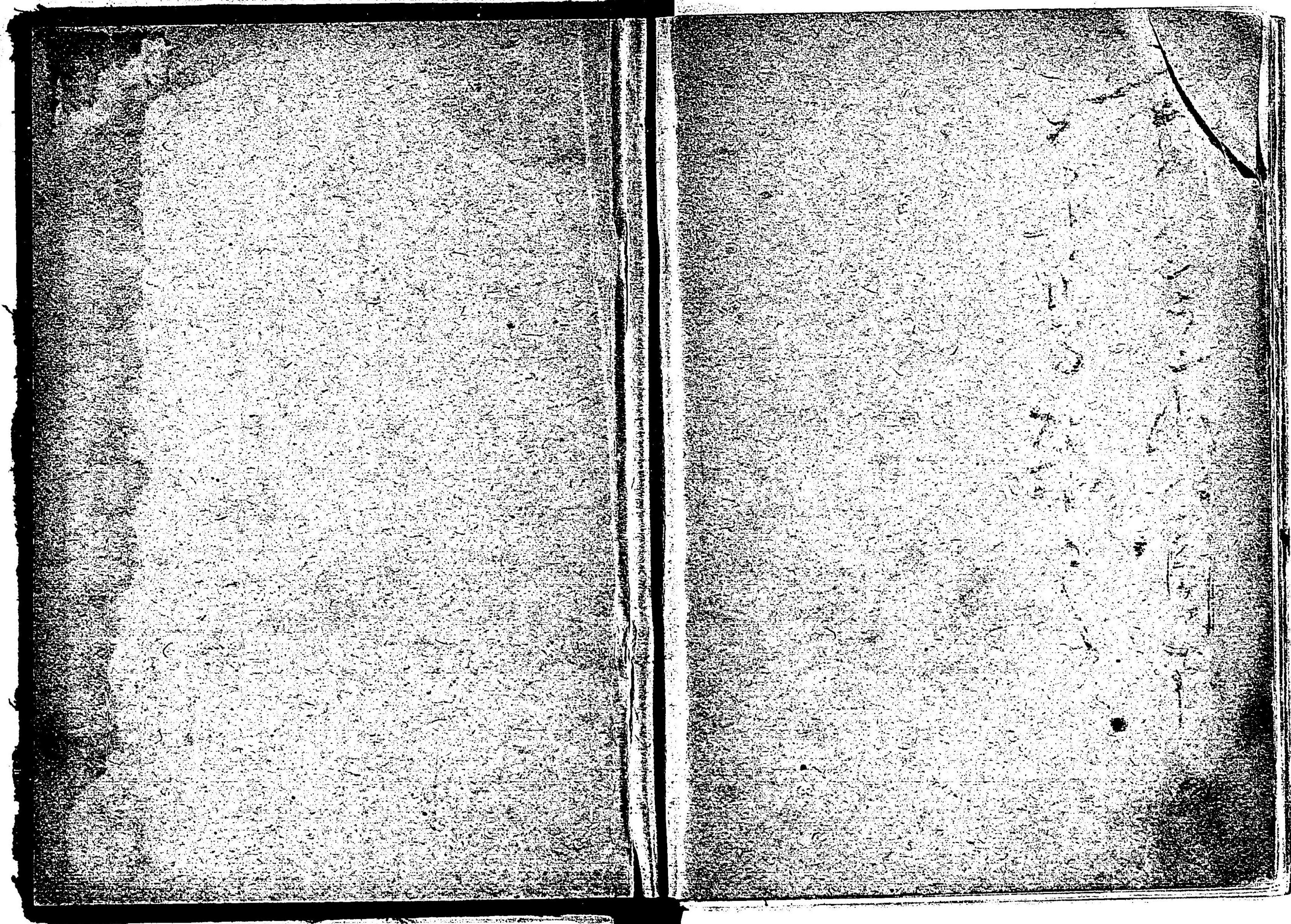
十一

十一

十一

十一

十一





193
k
(1907)

021556-000-4

193-k(1907)

旧新約全書

エフ・パロット / 刊

M40

ABI-1455

